

第1期美里町地域福祉計画・第3次 美里町地域福祉活動計画の施策評価 について

宮城県 美里町
令和3年11月

第 1 期美里町地域福祉計画・第 3 次美里町地域福祉活動計画の施策評価

計画期間の終了に際し、第 1 期美里町地域福祉計画・第 3 次美里町地域福祉活動計画の各目標を実現するために実施した基本施策に対し、庁内職員で組織する美里町地域連携推進会議において計画期間中の各種事業（施策）等の実施状況と目標の達成状況を総合的に評価し、取組の総括を行うとともに、課題点や次期計画の方向性などを取りまとめました。

評価は A～D の 4 段階で行い、計画期間中の主な取組内容や成果については主に直近の令和 2 年度について記述しています。

【実施状況・評価】

- A：実施し、概ね有効に機能している
- B：実施したものの課題が残る
- C：一部実施にとどまっている
- D：未実施

1. 第1期美里町地域福祉計画 施策体系

基本理念

一人ひとりが手を取りあって、
ともにいきいきと暮らせるまち みさと

(基本目標・施策の展開)

計画の視点

- ④ 地域の生活課題への横断的な対応 包括・連携
- ③ 一人ひとりを尊重し合う地域づくり 共生
- ② 住民をはじめとする多様な主体の参加 参加・参画
- ① 地域における支え合いの醸成 支え合い・助け合い

基本目標1：

住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり

- 1-1 地域福祉活動に対する理解の促進
- 1-2 住民同士の顔の見える機会・交流づくり
- 1-3 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり

基本目標2：

住民、関係団体、町による協働の地域づくり

- 2-1 地域福祉活動を支える人材・団体の育成
- 2-2 地域福祉ネットワークの構築

基本目標3：

保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり

- 3-1 保健福祉サービスの利用支援
- 3-2 地域での自立支援

基本目標4：

だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり

- 4-1 人にやさしい地域づくりの推進
- 4-2 権利擁護体制の強化
- 4-3 地域における防災・防犯対策の推進

2. 第3次美里町地域福祉活動計画 施策体系

(基本理念)

みづかな地域の安心へ
ささえあう手と手を繋ぎあい
ともに築こう福祉のまち”みさと”

(基本目標・指針)

基本目標 1 安心して生活できる福祉のまちづくり

指針 1-1 小地域福祉活動の推進

指針 1-2 総合相談支援体制の整備

基本目標 2 心のかよいあう福祉のまちづくり

指針 2-1 学びあう「ふくし」の推進

指針 2-2 広めあう「ふくし」の推進

基本目標 3 みんなでつくる福祉のまちづくり

指針 3-1 ボランティア・地域活動の推進

指針 3-2 人財育成と多様なつながりの構築

基本目標 4 地域福祉推進のための基盤づくり

指針 4-1 多様な主体による地域福祉の推進

指針 4-2 社会福祉協議会活動の充実と財源の確保

第 1 期美里町地域福祉計画 施策体系

施策の概要	
基本目標	1 住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり
基本施策	1-1 地域福祉活動に対する理解の促進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 少子高齢化による核家族化の進行、高齢者のひとり暮らしの増加、価値観の多様化、コミュニケーションの不足などの社会背景に対応するため、各種事業を展開しました。 特に平成 28 年度には生活支援体制整備協議会を設置し、平成 29 年度からは事業の実施を美里町社会福祉協議会に委託し生活支援コーディネータを配置しながら地域課題の掘り起こしをするとともに、地域の通いの場などの住民活動の把握を行いながら社会福祉協議会発行の広報紙などで情報発信することにより、各地域における取組に対しての周知と啓発を行いました。 地域の状況や地域活動に関する情報提供や活動事例の紹介など、地域福祉活動に対する情報入手の機会や参画するためのきっかけづくりは福祉のジャンルだけではなくまちづくり全般に必要なものでありますが、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして地域の人々が集まる機会が限定的なものとなり、また、若い世代の関心の低さや活動への参加が少ない傾向にあることから、次の計画期間にはこの課題を意識した取組が必要となります。				
事業（施策）名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
生活支援体制整備事業 【長寿支援課包括ケア係】	行政と住民、各種関係機関が共同で地域の課題を考え解決していけるような地域づくりを行います。 また、住民及び各種関係機関と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。	平成 26 年度の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直され、新規事業として平成 27 年度から事業に取り組んでいます。 平成 27 年度は協議会設置を進めるための準備委員会を設置し、平成 28 年度から生活支援体制整備協議会を設置しました。 平成 29 年度から生活支援事業を社会福祉法人美里町社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーターを配置しました。	B	地域において、地域での課題を解決していけるような「地域づくり」を行う事業であり、何よりも事業を継続することで成果を上げることができると考えます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、通いの場等の住民活動の機会が減ったため、通いの場の立ち上げ・継続支援を行って地域のつながりを維持していく必要があります。 今後も住民や関係機関との協議や連

		生活支援コーディネーターが地域の通いの場等の住民活動の情報を把握し、広報誌の発行や啓発事業を実施することで町全体へ周知し啓発を図るとともに、通いの場の立ち上げ支援や地域づくりの担い手養成を実施しています。また、地域に必要な高齢者支援について協議を行ってきました。		携により、主体的に地域づくりが行われる体制の整備が図られるよう、引き続き取り組んでいきます。
地域人権啓発活動 活性化事業 【健康福祉課社会福祉係】	定期的に人権相談の場所を設け、また、人権啓発活動の継続により、住民が人権について身近に感じ、意識の向上につながるよう、人権擁護委員の取組を支援していきます。	令和元年に人権の花運動を開催して、小学校の児童を対象として花の苗を配り、人権擁護委員と児童が協力しながら花植えを行い育てていく中で互いに協力することの大切さや思いやりの心を育て、命の大切さ学ぶきっかけとしました。 人権の花運動参加者は計画値 180 人に対して 380 人でした。 また、人権啓発看板を設置することで、学校に訪れる保護者や地域住民に人権尊重思想の普及高揚を図りました。 同年 11 月には人権啓発ミニフェスティバルを開催し、障害を抱えたマリimba奏者を招いての演奏会と中学生による人権作文の表彰式並びに発表会を開催しました。 人権啓発ミニフェスティバルの参加者は計画値 150 人に対して 200 人でした	B	法務省による地方委託事業地域人権啓発活性化事業は 6 年に 1 度の開催であるため継続性に難があります。 町内の各種催しの場において人権擁護委員による啓発活動を定期的実施しているものの、近年は新型コロナウイルス感染症の影響により、催し自体が中止になるなど、思うような啓発活動には至っていません。 平成 3 年度から町のホームページに専用ページを作成するなど新たな取組を試行しており、今後も啓発が途切れないよう工夫して活動を進めていきます。
理解促進研修・啓発事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図っていきます。	平成 29 年度から事業を開始し、年に 3 回障害に対する理解を深めるための研修会を開催しました。 平成 29 年度には 88 人、平成 30 年度には 179 人の研修会への参加がありましたが、令和元年度と 2 年度は研修会を開催することができませんでした。 障害に対する理解を促進する啓発・研修を行う事業であり、住民を対象とした「障害を持った方への地域からのアプローチ」について研修会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。代替として障害者差別解消法についての小冊子を啓発用に備え、健康福祉センター等で町民への周知を図りました。	C	障害者総合支援法で定める市町村地域生活支援事業必須事業に位置付けられており、地域生活支援事業実施要綱、美里町障害者等に対する理解促進研修・啓発事業実施要綱により、適切に事業を実施しなければなりません。 新型コロナウイルス感染症の影響により近年は事業を開催できていませんが、今後も継続して啓発活動や研修会を実施していきます。

施策の概要	
基本目標	1 住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり
基本施策	1-2 住民同士の顔の見える機会・交流づくり

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 高齢者・障害のある人、子ども、子育てや介護に係る相談の場を設けたり、集まる場所や機会を設けることにより交流や情報共有を行うことができました。また地域における通いの場などの住民活動を把握するとともに、その活動に対する支援を行いました。 しかし、高齢者人口が急激に増加している現状に反し、老人クラブ団体数や会員数が減少しているなどの課題が残りました。また、各分野の交流の機会を想定した事業は実施しているものの、他世代・他分野をターゲットとして実施している事業は多いとは言えない状況です。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
生きがいデイサービス 【長寿支援課長寿支援係】	町内の公共施設を利用し、健康状態の確認、相談・援助等の生活指導、日常動作訓練による機能訓練、レクリエーション、給食サービス及び送迎等を含むデイサービス等の福祉サービスを提供します。	健康福祉センターで週４回、老人憩の家ことぶき荘で週１回開催し、登録者数は60人以上でしたが、令和元年度から介護保険法に基づく地域支援事業として「介護予防・生活支援サービス事業」等に移行しました。	B	介護保険制度との境界部分にいる参加者であることを考えた場合、必要な事業となりますが、令和元年度から「介護予防・生活支援サービス事業」で対応できることから統合となりました。
敬老事業 【長寿支援課長寿支援係】	町内 7 会場で敬老式及び敬老を祝う会を実施します。 また、75 歳以上の住民のうち、対象者に敬老金及び特別敬老祝金を支給します。	令和元年度の敬老式参加者数は対象者4,472 人に対して 1,125 人でした。（令和2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）	B	敬老式及び敬老を祝う会は出席率の向上が課題となっています。 令和 3 年度中には今後の敬老式のあり方について地域住民等と情報交換をしています。 身近な地域でお祝いの場を設けることができないか検討を進めます。

老人クラブ支援事業 【長寿支援課長寿支援係】	老人クラブの活動事業に対して助成を行い、高齢者の知識と経験を生かした生きがいづくりと健康づくりのための多様な社会活動と社会参加を支援します。	高齢者が健康で過ごせるように、自発的に活動をしている団体を支援し、社会活動や社会参加を促しました。 令和２年度の高齢者クラブ団体数は14団体で会員数は665人でした。	A	対象となる高齢者が増加する一方で、老人クラブ会員は平成29年度9.8%、平成30年度9.4%、令和元年度8.3%、令和2年度7.7%、会員数は平成29年度809人、平成30年度792人、令和元年度705人、令和2年度665人と減少しています。元気な高齢者を増やせるよう、会員を募集する方策が必要です。
家族介護者交流事業 【長寿支援課包括ケア係】	要介護者の状態の維持や改善を目的とした適切な介護知識と技術の習得、サービスの適切な利用方法の習得等を図るとともに、介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。	認知症家族介護者の交流会を実施し、認知症の方を介護している家族同士が互いの経験や困ったことを話し合いました。 また、認知症に関する研修を行いました。 令和2年度の開催数は2回で9人が参加しました。	B	認知症の高齢者をどのように介護していくかを相談できる仕組みがあることで、安心して生活ができ、高齢者も元気に暮らすことが出来るため、有効と考えます。 今後も美里町地域包括支援センターの周知を図りながら、身近な場所で相談ができる体制を作り、認知症に関する相談窓口として機能を維持していきます。
生活支援体制整備事業 【長寿支援課包括ケア係】 再掲	行政と住民、各種関係機関が共同で地域の課題を考え解決していきけるような地域づくりを行います。 また、住民及び各種関係機関と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。	平成26年度の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直され、新規事業として平成27年度から事業に取り組んでいます。 平成27年度は協議会設置を進めるための準備委員会を設置し、平成28年度から生活支援体制整備協議会を設置しました。 平成29年度から生活支援事業を社会福祉法人美里町社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーターを配置しました。 生活支援コーディネーターが地域の通いの場等の住民活動の情報を把握し、広報誌の発行や啓発事業を実施することで町全体へ周知し啓発を図るとともに、通いの場の立ち上げ支援や地域づくりの担い手養成を実施しています。また、地域に必要な高齢者支援について協議を行ってきました。	B	地域において、地域での課題を解決していけるような「地域づくり」を行う事業であり、何よりも事業を継続することで成果を上げることができると考えます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、通いの場等の住民活動の機会が減ったため、通いの場の立ち上げ・継続支援を行って地域のつながりを維持していく必要があります。 今後も住民や関係機関との協議や連携により、主体的に地域づくりが行われる体制の整備が図られるよう、引き続き取り組んでいきます。

障害者相談支援事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者やその保護者、介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。	1. 障害者相談支援事業 障害者やその家族からの相談に応じて、便宜供与や権利擁護のための必要な援助を行いました。また、サービス等利用計画作成及び基本相談業務を実施しました。地域拠点整備に向けて、基幹相談支援センターがコーディネーターとなり、地域システムを作りました。（相談件数 6,524 件） 2. 障害者総合支援法第 89 条の 3 に基づく地域自立支援協議会の運営 障害福祉の連携並びに支援体制の協議及びネットワークを構築し、地域の福祉向上を図りました。（協議会開催数 27 回） 3. 相談支援専門員の技術向上を図る研修会を実施し、人材育成を図りました。（令和 2 年度は未実施）	B	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業となります。 今後も利用率の上昇を目標に継続して事業を実施していきます。
ひとり暮らし高齢者等見守り支援事業 【長寿支援課長寿支援係】	病弱なひとり暮らし高齢者等に家庭用緊急通報機器を貸与し、家庭内での急病や事故等のため、緊急に救援を必要とする場合に機器を用いて受信センターに通報し、あらかじめ組織された地域協力体制により、速やかな救援を行います。	緊急に救援を必要とする場合に、緊急通報システムを用いて受信センターに通報し、速やかな救援を行えるよう地域協力体制の充実を図りました。 令和 2 年度の緊急通報システム設置件数は 54 件で、協力員は 155 人でした。	A	ひとり暮らし高齢者が安心安全に住み慣れた地域で暮らし続けるためには有効性が高いと考えます。 令和 3 年度からは地域支援事業交付金を活用した事業内容に見直し、介護保険特別会計の事業で事業として実施しています。
早期療育指導訓練事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害の早期発見及び早期療育を実施することにより、保護者の悩みや相談に応じ子育て不安の軽減を図ります。	集団遊び並びに専門職による相談及び助言を行うことで、子どもの発達を促すとともに、保護者の不安の解消、親子の情緒の安定が図られるよう支援に努めました。 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、研修会は実施できませんでした。	B	障害の早期発見及び早期対応が、障害の軽減等につながると期待できるので、今後も継続して実施していきます。

施策の概要	
基本目標	1 住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり
基本施策	1-3 支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくり

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 地域における見守りや声がけのほか、在宅の高齢者等が自立した生活を送ることができるための仕組みづくりや介護者の負担を軽減するための取組を行いました。 しかし、昨今は制度の狭間でサービスの利用が難しい人や、問題を抱えているケースの背景が複雑化していることから、支援を必要とする人の把握や早期からの支援が困難な状況となっており、今後、そういったケースの支援についても対応していく必要があります。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
配食サービス事業 【長寿支援課長寿支援係】	在宅の高齢者が、健康で自立した生活を送るために必要な「食」に関わるサービスを提供します。 栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うことにより、高齢者の在宅支援を行います。	令和２年度の登録者数は４７人でした。 令和２年度から配食ボランティアによる配達から、配達員を配置して小牛田地域を火・木曜日、南郷地域を水・金曜日の週４日の配達を行いました。	A	令和２年度は前年度より新規利用者が大幅に増加したところです。 今後は経済面で十分支払い能力等がある利用者については、民間事業者によるサービスの利用も視野に入れつつ、当面の間は非課税世帯又は境界線にある利用者について、支援体制を継続し、利用者の増加を目指していきます。

徘徊高齢者家族支援事業 【長寿支援課長寿支援係】	徘徊高齢者の事故防止及び介護する家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活の継続を支援します。 認知症の高齢者が屋外で徘徊した際に、その居場所を早期に発見するための所在位置確認機能付端末機を利用したシステムを活用して、その家族に所在位置の情報を伝えるサービスを提供します。	平成 28 年度まで利用していた高齢者が介護保険施設等へ入所となつてから、令和元年度まで事業の利用実績はありませんでしたが、令和 2 年度は、1 人の利用実績がありました。	B	介護保険の福祉用具貸与において同制度と同等であり、利用しやすい福祉用具の種類が増えたことから令和 3 年度から事業を移行しました。
--	--	---	----------	--

施策の概要	
基本目標	2 住民、関係団体、町による協働の地域づくり
基本施策	2-1 地域福祉活動を支える人材・団体の育成

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 住民同士の身近な支え合い、助け合いといった地域福祉活動を支えていくための人材や団体の支援及び育成については、美里町社会福祉協議会の各種活動を中心として、各種事業を概ね良好に実施することができました。 しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を実施できない期間があったことや、若い世代の参加が少ないなど課題は残っています。 今後、活動を進めていく上で感染症対策をしっかりとしながら事業を実施することは必要不可欠であり、各種活動はそれらをしっかりと意識しながら、多世代が参加しやすい内容やスケジュール設定をして事業を進めていく必要があります。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
生活支援体制整備事業 【長寿支援課包括ケア係】 再掲	行政と住民、各種関係機関が共同で地域の課題を考え解決していけるような地域づくりを行います。 また、住民及び各種関係機関と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。	平成 26 年度の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直され、新規事業として平成 27 年度から事業に取り組んでいます。 平成 27 年度は協議会設置を進めるための準備委員会を設置し、平成 28 年度から生活支援体制整備協議会を設置しました。 平成 29 年度から生活支援事業を社会福祉法人美里町社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーターを配置しました。 生活支援コーディネーターが地域の通いの場等の住民活動の情報を把握し、広報紙の発行や啓発事業を実施することで町全体へ周知し啓発を図るとともに、通いの	B	地域において、地域での課題を解決していけるような「地域づくり」を行う事業であり、何よりも事業を継続することで成果を上げることができると考えます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、通いの場等の住民活動の機会が減ったため、通いの場の立ち上げ・継続支援を行って地域のつながりを維持していく必要があります。 今後も住民や関係機関との協議や連携により、主体的に地域づくりが行われる体制の整備が図られるよう、引き続き取り組んでいきます。

		場の立ち上げ支援や地域づくりの担い手養成を実施しています。また、地域に必要な高齢者支援について協議を行ってきました。		
社会福祉関係団体育成事業 【健康福祉課社会福祉係】	社会福祉法人美里町社会福祉協議会に対して運営費の一部を補助することにより、各種福祉事業の計画的な推進、社会福祉事業者の経営安定、福祉サービス提供の体制確保、町民の社会福祉活動への参加促進及び地域福祉活動の安定化を図ります。	1. 社会福祉法人美里町社会福祉協議会事務局職員の人件費補助として予算の範囲内で補助しました。 2. 活動費補助として、地域福祉活動事業やボランティア活動事業に対し、対象経費の3分の1以内の額を予算の範囲内で補助しました。	A	新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった事業があったことから、福祉活動を行っている団体への登録者数は減少しましたが、団体数は年々増加しており、地域福祉団体、ボランティア団体等の育成が図られています。引き続き、地域福祉充実のため関係団体への支援を行っていきます。
民生委員推薦会運営事業 【健康福祉課社会福祉係】	民生委員・児童委員としての適任者を民生委員・児童委員候補者として宮城県へ推薦することを目的として、当該候補者の推薦の可否を決定します。	欠員が生じた地区の委員候補者について資格要件等を審議し、後任委員候補者を宮城県へ推薦しました。	A	令和4年度は一斉改選の時期となることから、早めに地域にアナウンスするなど迅速に推薦できる準備を進めていきます。
自発的活動支援事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障害者等やその家族、地域住民等により構成される団体が自発的に行う交流会活動、見守り活動等に対し、補助金を交付し、その活動を支援しました。 補助率は2分の1とし、一団体に交付する補助金の上限額を2万円としています。 平成29年度以降1件の補助実績がありましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により活動支援をした団体はありませんでした。	C	障害者総合支援法で定める市町村地域生活支援事業必須事業に位置付けられており、自発的な活動維持の経済的負担の軽減を念頭に今後も事業を継続していきます。

健康づくり・食育推進事業 ※地区健康・栄養教室 【健康福祉課健康推進係】	町の健康課題を総合的に把握し、生活習慣病等疾病を予防するための知識を普及することにより、住民の健康の保持、増進を図ります。	1. 健康教育：講話形式で医師等から生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する専門的知識を学習する機会を提供 2. 健康相談の実施：重点健康相談（高血圧症、脂質異常症、糖尿病等に関する相談）、総合健康相談、精神保健相談（431件） 3. 訪問指導（病態指導、健診結果に基づく保健指導、閉じこもりに関すること。） 4. 食育推進事業：食育通信発行、食育サポーター育成研修会 5. 健康協力員を設置し、町の保健事業の協力等活動を通して健康づくりに資する。 6. 食生活改善と運動普及活動を町と共同実施する美里町食生活改善推進員会の活動支援（食生活改善推進員数 89 人）	B	健康づくりの具体的な方法を健康教室や相談場面で提供しています。 各事業については、おおむね目的を達成できたと考えますが、目標数値に反映されるまでには至っていません。 各種事業による町の健康課題の改善には時間を要することから、引き続き各種取り組みを進めていきます。
---	--	--	----------	--

施策の概要	
基本目標	2 住民、関係団体、町による協働の地域づくり
基本施策	2-2 地域福祉ネットワークの構築

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 研修や勉強会、各情報交換会を通じて、各種事業所、団体、地域との情報共有や連携に努めました。 各種課題や問題は年々多様化・複雑化しており、行政や社会福祉協議会単独で問題解決することが困難になってきていることから、今後も住民や関係機関との情報共有や連携について引き続き実施し、体制の整備を行っていきます。 また、子ども・障害・高齢・生活困窮といった複合化した課題を解決していくためには分野別各々で行っている対応を、その属性を問わずに総合的に支援及び問題解決していく必要があることから、重層的支援体制整備事業の着手について進めていきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
包括的支援事業 【長寿支援課包括ケア係】	高齢者のニーズ及び生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスを提供します。	美里町地域包括支援センターが中核的拠点となり、第1号介護予防支援事業、総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携事業、認知症対策推進事業を行いました。 各種事業所との情報共有や地域住民との連携に努めました。	B	取組について地域の行政区長や民生委員等、事業所等との連携を図ること、住民への啓発を行うことで高齢者が住みよい町づくりに繋がっていくことから、各種事業については継続して取り組んでいきます。
生活支援体制整備事業 【長寿支援課包括ケア係】 再掲	行政と住民、各種関係機関が共同で地域の課題を考え解決していただけるような地域づくりを行います。 また、住民及び各種関係機関と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。	平成26年度の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直され、新規事業として平成27年度から事業に取り組んでいます。 平成27年度は協議会設置を進めるための準備委員会を設置し、平成28年度から生活支援体制整備協議会を設置しました。 平成29年度から生活支援事業を社会福	B	地域において、地域での課題を解決していけるような「地域づくり」を行う事業であり、何よりも事業を継続することで成果を上げることができると考えます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、通いの場等の住民活動の機会が減ったため、通いの場の立ち上

		社法人美里町社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーターを配置しました。 生活支援コーディネーターが地域の通いの場等の住民活動の情報を把握し、広報紙の発行や啓発事業を実施することで町全体へ周知し啓発を図るとともに、通いの場の立ち上げ支援や地域づくりの担い手養成を実施しています。また、地域に必要な高齢者支援について協議を行ってきました。		げ・継続支援を行って地域のつながりを維持していく必要があります。 今後も住民や関係機関との協議や連携により、主体的に地域づくりが行われる体制の整備が図られるよう、引き続き取り組んでいきます。
要保護児童対策地域協議会実務者会議 【子ども家庭課子育て支援係】	保護を必要とする児童の早期発見及びその適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への支援を図ります。	代表者会議、実務者会議を開催し、関係機関による連携強化及び情報の共有を図り、虐待の発生を未然に防ぎ、発生した場合には初期段階での対応に努めました。 令和2年度は代表者会議を1回、実務者会議を6回開催しました。	B	新型コロナウイルス感染症の影響で開催時期の遅れはありましたが、年間の計画どおり会議を実施することができました。 また、必要に応じて個別ケース検討会議も随時開催しました。 今後も関係機関との連携を密にし、適切な対応に心がけ事業を進めていきます。

施策の概要	
基本目標	3 保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり
基本施策	3-1 保健福祉サービスの利用支援

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 保健福祉サービスを利用するための相談窓口や体制整備については、各分野の実施計画のもと適正に実施することができました。また、広報紙やホームページを活用した情報発信ツールのほか、公式LINEアカウント登録者に対して検診日程を情報発信するなどの新しい取組も行いました。 保健福祉サービスの利用は対象に適正な支援の情報を伝え、対象者やその支援者等の相談を通じて必要なものを対象者が選択した上で支援できる体制整備を行う必要があります。 今後も周知を始めとして、庁内の各セクションと地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携を強化しながら適切に実施していきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
包括的支援事業 【長寿支援課包括ケア係】 再掲	高齢者のニーズ及び生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスを提供します。	美里町地域包括支援センターが中核的拠点となり、第1号介護予防支援事業、総合相談支援事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療・介護連携事業、認知症対策推進事業を行いました。 各種事業所との情報共有や地域住民との連携に努めました。	B	取組について地域の行政区長や民生委員等、事業所等との連携を図ること、住民への啓発を行うことで高齢者が住みよい町づくりに繋がっていくことから、各種事業については継続して取り組んでいきます。
広報広聴事業 【総務課秘書室広報広聴係】	保健・医療・福祉に関する情報発信について、町のホームページで情報発信を行います。	各種検診や講座について、定期的に町のホームページや広報紙を活用してアナウンスしました。	B	広報紙については、掲載までにタイムラグが生じてしまうといった課題があります。また、町のホームページを活用した情報発信については、高齢者をはじめ、設備的、技術的な面で活用できない方もいるといった課題があります。 令和3年度からは美里町の公式LINE

				NEアカウント登録者に対して、検診の日程等のアナウンスを開始しています。
介護予防ケアマネジメント事業 【長寿支援課包括ケア係】	高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援し、高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐことや要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化することを防ぎます。	介護保険法の改正により、平成 28 年度までは要支援者が介護サービスを利用する際には、介護予防支援事業としてケアプランを作成していましたが、平成 29 年度から介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者について、介護予防ケアマネジメントを行うことになりました。 令和 2 年度に実施した介護予防ケアマネジメントは 1,636 件でした。	B	令和 2 年度は通所サービスの利用件数の減少に伴い、実施件数が減少しました。また、総合事業対象者のうち 15 人が要介護認定者となりましたが、各々サービス利用の必要性があるため要介護認定者に移行しました。 事業の実施により、要介護状態になることへの予防に引き続き取り組んでいきます。
生活支援体制整備事業 【長寿支援課包括ケア係】 再掲	行政と住民、各種関係機関が共同で地域の課題を考え解決していただけるような地域づくりを行います。 また、住民及び各種関係機関と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とします。	平成 26 年度の介護保険法改正により、地域支援事業の内容が見直され、新規事業として平成 27 年度から事業に取り組んでいます。 平成 27 年度は協議会設置を進めるための準備委員会を設置し、平成 28 年度から生活支援体制整備協議会を設置しました。 平成 29 年度から生活支援事業を社会福祉法人美里町社会福祉協議会へ事業を委託し、生活支援コーディネーターを配置しました。 生活支援コーディネーターが地域の通いの場等の住民活動の情報を把握し、広報紙の発行や啓発事業を実施することで町全体へ周知し啓発を図るとともに、通いの場の立ち上げ支援や地域づくりの担い手養成を実施しています。また、地域に必要な高齢者支援について協議を行ってきました。	B	地域において、地域での課題を解決していけるような「地域づくり」を行う事業であり、何よりも事業を継続することで成果を上げることができると考えます。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、通いの場等の住民活動の機会が減ったため、通いの場の立ち上げ・継続支援を行って地域のつながりを維持していく必要があります。 今後も住民や関係機関との協議や連携により、主体的に地域づくりが行われる体制の整備が図られるよう、引き続き取り組んでいきます。

健康福祉センター施設管理事業 【健康福祉課庶務係】	各種制度の受付、相談業務、健康診断の実施、事業等の開催、貸館により、住民の健康づくりの推進、福祉の充実を図り健やかで安心なまちづくりを推進します。	令和2年度の開館日数は295日で延べ利用者数は18,527人でした。各種手続や相談のほか、健康診断などの会場として利用しました。	A	各種保健、福祉、介護保険の拠点施設として、また、住民検診、乳幼児健診等の場所として、更に高齢者福祉、障害福祉関連の事業及び活動の場として活用し、適切な維持管理に努めていきます。
活き生きセンター施設管理事業 【健康福祉課庶務係】	各種制度の受付、相談業務、健康診断の実施、事業等の開催、貸館により、住民の健康づくりの推進、福祉の充実を図り健やかで安心なまちづくりを推進します。	令和2年度の開館日数は243日で延べ利用者数は6,737人でした。各種手続や相談のほか、健康診断などの会場として利用しました。	A	各種保健、福祉、介護保険の拠点施設として、また、住民検診、乳幼児健診等の場所として、更に高齢者福祉、障害福祉関連の事業及び活動の場として活用し、適切な維持管理に努めていきます。
母子保健事業 面接相談、電話相談 【健康福祉課健康推進係】	妊婦健康診査及び乳幼児期の健康診査を実施することで、母子の健康を守ります。 また、その時期に合った適切な保健指導及び栄養指導を行うことにより、保護者の育児不安を軽減し、乳幼児の健全な発達を図ります。 将来の妊娠や出産に向けての相談、支援体制を確保することで、負担の軽減をはかり、安心して子育てができるようにします。	1. 母子健康手帳の交付（111件） 2. 妊婦健康診査受診券（14回分、多胎妊娠には4回追加）を交付し、妊婦健康診査料を助成します。県外医療機関で受けた場合は、妊婦健康診査の費用の助成をしました。（妊婦健診受診人数1,233人） 3. 新生児及び産婦家庭訪問（96件）、未熟児訪問、乳児家庭全戸訪問、随時育児相談、養育支援訪問、6か月児育児相談 4. 4か月児（99件）、1歳3か月児（74件）、1歳6か月児（123件）、2歳児（145件）、3歳児（166件）の各乳幼児健康診査 5. 乳児一般健康診査（2か月児及び8か月児～9か月児） 6. 股関節検査（93件） 7. 親と子のこころの相談（臨床心理士による発達等に関する相談事業）（24件） 8. 不妊治療費助成（高額の医療費がかかる特定不妊治療費の一部助成）（6件） 9. 新生児聴覚検査費助成（91件） 10. 産前産後サポート事業（助産師等による妊娠、出産、子育て等に関する相談事業）（7回）	A	未受診者については受診勧奨を行い、受診に至らなくても関係機関等に確認するなど家庭状況の把握に努めました。 母子保健法に定める健康診査以外にも、乳幼児の発達段階に合わせた健診や相談を実施し、個別に応じた支援を行っていきます。

生活相談員設置事業 ※要保護児童等相談支援 【健康福祉課健康推進係】	児童虐待（疑いを含む。）やDV等の当事者又は近隣住民等からの相談を受け付け、情報提供や関係機関への紹介等の必要な支援を行います。 また、関係機関との連携、調整を図ります。	令和2年度の要支援ケースとして関わる相談延べ件数は120件で、頻回に支援を要したケースが安定し、相談件数がやや減少となりました。 児童虐待予防の観点から母子保健事業を通じた相談支援を行い、養育支援の必要性の有無について把握するとともに、適切な対応ができるように努めました。	B	児童虐待やDVを未然に防ぐため、その兆候やリスクを早期に把握し、関係機関と連携し、支援の役割調整を図りながら保健師に同行し適切な支援ができました。生活相談員が非常勤職員であるため、緊急時対応に同行できないこともありました。
健康づくり・食育推進事業 ※精神保健相談、家庭訪問、随時相談 【健康福祉課健康推進係】 再掲	町の健康課題を総合的に把握し、生活習慣病等疾病を予防するための知識を普及することにより、住民の健康の保持、増進を図ります。	1. 健康教育：講話形式で医師等から生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する専門的知識を学習する機会を提供 2. 健康相談の実施：重点健康相談（高血圧症、脂質異常症、糖尿病等に関する相談）、総合健康相談、精神保健相談（431件） 3. 訪問指導（病態指導、健診結果に基づく保健指導、閉じこもりに関すること。） 4. 食育推進事業：食育通信発行、食育サポーター育成研修会 5. 健康協力員を設置し、町の保健事業の協力等活動を通して健康づくりに資する。 6. 食生活改善と運動普及活動を町と共同実施する美里町食生活改善推進委員会の活動支援（食生活改善推進員数89人）	B	健康づくりの具体的な方法を健康教室や相談場面で提供しています。 各事業については、おおむね目的を達成できたと考えますが、目標数値に反映されるまでには至っていません。 各種事業による町の健康課題の改善には時間を要することから、引き続き各種取り組みを進めていきます。
障害者相談支援事業 【健康福祉課障害福祉係】 再掲	障害者やその保護者、介護者等の相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援します。	1. 障害者相談支援事業 障害者やその家族からの相談に応じて、便宜供与や権利擁護のための必要な援助を行いました。また、サービス等利用計画作成及び基本相談業務を実施しました。地域拠点整備に向けて、基幹相談支援センターがコーディネーターとなり、地域システムを作りました。（相談件数6,524件） 2. 障害者総合支援法第89条の3に基づく地域自立支援協議会の運営 障害福祉の連携並びに支援体制の協議及びネットワークを構築し、地域の福祉向上を図りました。（協議会開催数27回） 3. 相談支援専門員の技術向上を図る研修会を実施し、人材育成を図りました。（令和2年度は未実施）	B	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業となります。 今後も利用率の上昇を目標に継続して事業を実施していきます。

認定調査等事業 【長寿支援課介護保険係】	公平公正な要介護認定を行い、適正な介護保険サービスが受けられるようにすることで介護保険事業の充実を図ります。	介護保険サービスを受けるために必要となる認定調査を実施しました。 令和 2 年度の調査実績は 1,241 件でした。	A	法改正により認定有効期間が延長されたことに伴い、近年の年間の調査件数は減少傾向といておりますが、今後の高齢者人口の増加により調査件数も微増していくことが見込まれています。 継続して適正な調査に努めていきます。
介護保険各種給付事業 【長寿支援課介護保険係】	介護保険法に基づき、要介護者が必要とする居宅介護サービス等を提供します。	介護保険各種給付サービスを行う介護サービス事業者へ支払われる介護給付費（保険者負担分）を宮城県国民健康保険団体連合会へ負担し、被保険者へ安定した介護サービスを提供しました。	A	介護保険法に基づき、宮城県国民健康保険団体連合会による審査等を通じて、要介護者が必要とする各種サービスを適切に提供することができました。
介護予防ケアマネジメント事業 【長寿支援課包括ケア係】	高齢者自身が地域における自立した日常生活を送ることができるよう支援し、高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐことや要支援・要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化することを防ぎます。	介護保険法の改正により、平成 28 年度までは要支援者が介護サービスを利用する際には、介護予防支援事業としてケアプランを作成していましたが、平成 29 年度から介護予防・生活支援サービス事業を利用する要支援者と介護予防・生活支援サービス事業対象者について、介護予防ケアマネジメントを行うことになりました。 令和 2 年度に実施した介護予防ケアマネジメントは 1,636 件でした。	B	令和 2 年度は通所サービスの利用件数の減少に伴い、実施件数が減少しました。また、総合事業対象者のうち 15 人が要介護認定者となりましたが、各々サービス利用の必要性があるため要介護認定者に移行しました。 事業の実施により、要介護状態になることへの予防に引き続き取り組んでいきます。
介護予防支援事業 【長寿支援課包括ケア係】	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう、その心身の状況及び置かれている環境等を勘案して、支援します。	契約している指定居宅介護支援事業所数は令和 2 年度は 41 件で、介護予防支援業務を適切に実施できる体制を維持することができました。 令和 2 年度は主に、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び福祉用具貸与の利用者が増加しました。	A	予防給付の対象となる要支援者が、介護予防サービス等を適切に利用できるよう引き続き支援していきます。

徘徊高齢者家族支援事業 【長寿支援課長寿支援係】 再掲	徘徊高齢者の事故防止及び介護する家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活の継続を支援します。 認知症の高齢者が屋外で徘徊した際に、その居場所を早期に発見するための所在位置確認機能付端末機を利用したシステムを活用して、その家族に所在位置の情報を伝えるサービスを提供します。	平成 28 年度まで利用していた高齢者が介護保険施設等へ入所となってから、令和元年度まで事業の利用実績はありませんでしたが、令和 2 年度は、1 人の利用実績がありました。	B	同制度と同等であり、利用しやすい福祉用具の種類が増えたことから、令和 3 年度から介護保険の福祉用具貸与に事業を移行しました。
生活管理指導短期宿泊事業 【長寿支援課長寿支援係】	基本的生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者等を、一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により、日常生活に対する指導、支援を行い、基本的生活習慣の確立が図られるよう支援し、要介護状態への進行を予防します。	社会福祉法人こごた福祉会が運営している町内の養護老人ホームひばり園及び石巻市の万生園、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が運営している大和町の養護老人ホーム偕楽園と委託契約を締結し、実施している事業ですが、ここ数年の利用実績はありません。	A	ここ数年の利用実績はありませんでしたが、一時的な養護が必要と認められる高齢者が発生した場合に、早急に対応できるよう受入体制を整備しておく必要があることから、引き続き事業を継続します。
老人保護措置事業 【長寿支援課長寿支援係】	在宅での生活に支障がある者に対して、心身の状況、環境の状況等を総合的に勘案し、養護老人ホームへの入所措置を行います。	要保護高齢者の相談・調査により、医師、老人福祉施設長、保健所長で構成される入所判定委員会を開催し、判定結果に基づき養護老人ホームへの入所措置を行いました。 入所後は措置費の支弁及び入所者から収入に応じた費用徴収を行いました。令和 2 年度の実績は 16 件でした。	A	在宅での生活に支障がある方に対し、入所措置を継続して実施しました。 また、入所者の収入状況に合わせて、措置費用の判定を適切に行いました。 引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。
障害者総合支援給付事業 【健康福祉課障害福祉係】	日常生活を営む上で、介護の必要な障害者に支援を提供する「介護給付」と、自立した生活を営むための訓練及び就職につながる支援を行う「訓練等給付」を提供することにより、障害者が地域で安心して暮らせる社会実現を図ります。	1. 訪問系サービス利用者数 (24 人) 2. 居住系サービス利用者数 (65 人) 3. 日中活動系サービス利用者数 (190 人) 障害者が自宅や施設において自立した生活を営むことができるよう、地域生活支援、就労支援の促進を図るためのサービスを提供しました。 また、全ての障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画の作成・モニタリングの実施による相談支援の強化・充実を図りました。	A	適切に事業を推進するための体制の整備ができました。 引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。

障害児通所支援給付事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害児が、身近な地域で支援を受けられるよう支援体制を整備し、障害児の健やかな成長の促進と自立支援を図ります。	1. 児童発達支援 障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行いました。（利用者数 8 人） 2. 放課後等デイサービス 就学している障害のある子ども等に、授業の終了後又は、休業日に施設に通い、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の提供を行いました。（利用者数 24 人） 3. 保育所等訪問支援 保育所等を訪問して集団生活への適応のため、専門的な支援を行いました。 4. 町が保育所等訪問支援利用者負担額を助成し、本サービスの利用促進と療育支援を行いました。	A	適切に事業を推進するための体制の整備ができました。 引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。
児童発達支援センター管理運営事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害のある子どもが、日々保護者の下から通い、保護を受けるとともに、独立、自活に必要な知識技能を学ぶ施設が大崎圏域に必要であることから、大崎地域広域行政事務組合が施設を運営し、障害児を通所させ、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識及び技能を与えることを目的に、大崎圏域自治体が支援します。	1. 通所支援（児童発達支援）（5 人） 2. 保育所等訪問支援 3. 障害児支援利用計画を作成する障害児相談事業（児童利用支援・児童継続支援）（3 人） 4. 通所支援（医療的ケア児支援）（1 人）	A	適切に事業を推進するための体制の整備ができました。 引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。
自立支援医療事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者総合支援法による自立支援医療（更生医療、育成医療）及び療養介護医療に関する事務を行います。	1. 更生医療受給者数 49 人 2. 育成医療受給者数 4 人 3. 療養介護医療受給者数 6 人	A	身体機能の障害の除去又は軽減が図られることで、日常生活能力が回復し健康的な生活を営むことができ、医療費の負担を軽減することができました。 引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。

心身障害者医療費助成事業 【健康福祉課障害福祉係】	重度心身障害者が受診時に支払う一部負担金を助成し、経済的負担を軽減させ、福祉の増進を図ります。	1. 心身障害者医療費受給者数 584 人 2. 助成件数 11,216 件	A	重度心身障害者が受診時に支払う医療費を助成することにより、経済的負担の軽減及び福祉の増進を図りました。 引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。
意思疎通支援事業 【健康福祉課障害福祉係】	手話通訳者等を派遣することにより、聴覚障害者、言語・音声障害者の社会生活、家庭生活におけるコミュニケーションを円滑に行い、聴覚障害者等の社会参加を促進します。また、手話で日常会話を行うのに必要な手話語らいと手話表現技術を習得する手話奉仕員を養成する研修を行います。	聴覚障害者等からの支援要請に対して、宮城県聴覚障害者福祉会に手話通訳者の派遣を依頼し、また、近隣の要約筆記サークルに要約筆記奉仕員を依頼し、要請者へ派遣しました。令和2年度の手話通訳者派遣は27件で、要約筆記者派遣は0件でした。 手話奉仕員養成研修は2人が受講しました。	A	聴覚障害者及び言語・音声障害者の社会参加促進のため、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することは必要不可欠であることから、引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。
日常生活用具給付等事業 【健康福祉課障害福祉係】	在宅で生活する障害者の日常生活能力を確保するため、動作等を補助する用具を給付又は貸与することにより、日常生活の支援を図ります。	日常生活上の便宜を図るため、利用者が容易に利用でき、実用性のある用具を給付又は貸与しました。 1 介護訓練支援用具（0件） 2 自立生活支援用具（1件） 3 在宅療養等支援用具（5件） 4 情報意思疎通支援用具（14件） 5 排泄管理支援用具（693件） 6 居宅生活動作補助用具（0件）	A	障害の種別に応じた日常生活用具の利用ニーズが高まっています。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業となっており、今後も継続し事業を実施していきます。
補装具費支給事業 【健康福祉課障害福祉係】	失われた身体機能を補完又は代替する補装具の購入及び修理に係る費用を支給することにより、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図り、児童については将来社会人として自立した生活を送るための素地を育成、助長します。	耳の不自由な方のための補聴器、手足に障害のある方のための義肢、装具及び車いす等、障害者の障害部位や程度に応じて購入又は修理する費用の全部又は一部を支給しました。 1. 補装具費支給（障害者）（62件） 2. 補装具費支給（障害児）（22件） 3. 特例補装具費支給（障害者）（0件） 4. 特例補装具費支給（障害児）（3件）	A	障害者総合支援法に基づく事業であり、補装具を必要とする障害者にとって必要不可欠であることから、今後も継続する必要があると考えます。

在宅酸素濃縮器利用助成事業 【健康福祉課障害福祉係】	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者に対して、酸素濃縮器の使用に要する電気料金の一部を助成することにより、当該障害者の健康の維持と福祉向上を図ります。	呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳所持者であり、なおかつ在宅で生活する者に対して、酸素濃縮器の使用に係る電気料相当額のうち月額1,300円を助成しました。 令和2年度の利用者は10人でした。	A	在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障害者の経済的な負担の軽減を図ることができることから、今後も継続する必要があると考えます。
日中一時支援事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者の自立と地域での生活を進めるために、障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を確保します。	障害者家族の介護負担を軽減するために、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行いました。令和2年度の利用者は障害者で7人（127回）、障害児で5人（186回）でした。	A	家族の就労支援、障害者やその家族の地域生活の促進にも結びつくことから、今後も継続する必要があると考えます。
難聴児補聴器購入助成事業 【健康福祉課障害福祉係】	難聴児の補聴器装用を経済的に支援することで、児童の言語習得やコミュニケーション能力向上が促進され、教育等における健全な発育が図られるようにします。	身体障害者手帳の交付対象とならない、両耳の平均聴力レベルが30デシベルから70デシベルである18歳未満難聴児の保護者に対し、補聴器の購入又はイヤモールドの交換に要する費用の一部を助成しました。 令和2年度の助成件数は5件でした。	A	保護者の負担軽減及びこれから正しく言語を習得し学習効果を上げる必要のある児童の成長を支援する観点から、今後も継続する必要があると考えます。
訪問入浴サービス事業 【健康福祉課障害福祉係】	寝たきりの障害者で、家庭での入浴が困難な者や通所サービスを利用できない障害者に対して、訪問による入浴サービス事業を行い、健康維持と福祉の向上を図ります。	居宅に訪問する入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図りました。 令和2年度の利用回数は81回でした。	A	自宅での入浴が困難な障害者にとって必要不可欠なサービスであることから、今後も継続する必要があると考えます。

施策の概要	
基本目標	3 保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくり
基本施策	3-2 地域での自立支援

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 高齢者や障害者であっても地域で健康的で生きがいを持って暮らしていくための仕組みづくりや支援を行いました。 また近年は高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮など、住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の支援体制ではケアしきれないケースが多々見られることから、重層的支援体制整備事業の着手について進めていきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
自動車運転免許取得費等 助成事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者の生活圏の拡大や就労等を目的に、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	1. 運転免許取得助成 免許の取得に直接要した費用の3分の2以内の額を10万円を上限として助成しました。（2件） 2. 自動車改造助成 自動車の改造に直接要した費用の3分の2以内の額を10万円を上限として助成しました。（1件）	A	移動手段の確保、社会参加及び自立支援につながることから、今後も継続する必要があると考えます。
障害者総合支援給付事業 【健康福祉課障害福祉係】 再掲	日常生活を営む上で、介護の必要な障害者に支援を提供する「介護給付」と、自立した生活を営むための訓練及び就職につながる支援を行う「訓練等給付」を提供することにより、障害者が地域で安心して暮らせる社会実現を図ります。	1. 訪問系サービス利用者数（24人） 2. 居住系サービス利用者数（65人） 3. 日中活動系サービス利用者数（190人） 障害者が自宅や施設において自立した生活を営むことができるよう、地域生活支援、就労支援の促進を図るためのサービスを提供しました。 また、全ての障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画の作成・モニタ	A	適切に事業を推進するための体制の整備ができました。 引き続き適切に事業を進めることができるよう努めます。

		リングの実施による相談支援の強化・充実を図りました。		
理解促進研修・啓発事業 【健康福祉課障害福祉係】 再掲	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図っていきます。	平成 29 年度から事業を開始し、年に 3 回障害に対する理解を深めるための研修会を開催しました。 平成 29 年度には 88 人、平成 30 年度には 179 人の研修会への参加がありましたが、令和元年度と 2 年度は研修会を開催することができませんでした。 障害に対する理解を促進する啓発・研修を行う事業であり、住民を対象とした「障害を持った方への地域からのアプローチ」について研修会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。代替として障害者差別解消法についての小冊子を啓発用に備え健康福祉センター等で町民への周知を図りました。	C	障害者総合支援法で定める市町村地域生活支援事業必須事業に位置付けられており、地域生活支援事業実施要綱、美里町障害者等に対する理解促進研修・啓発事業実施要綱により、適切に事業を実施しなければなりません。 新型コロナウイルス感染症の影響により近年は事業を開催できていませんが、今後も継続して啓発活動や研修会を実施していきます。
一般介護予防事業 【長寿支援課包括ケア係】	高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の介護予防の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。	1. 介護予防が必要な高齢者を早期に発見し、住民主体の介護予防活動へつなげました。（開催回数 40 回、参加人数 78 人） 2. パンフレットの配布（430 枚）、講演会（1 回）、介護予防教室等を開催（3 回）することで啓発を行いました。 3. 誰でも参加できる介護予防活動が地域住民主体で実施できるよう支援しました。 4. 介護保険事業計画の目標値の達成状況を検証し、事業全体の改善を図りました。 5. リハビリテーションの専門職が美里町地域包括支援センターと連携しながら、住民や介護職員等に介護予防に関する技術的助言を行いました。（3 回開催）	B	身近な場所で介護予防ができる体制として、令和 2 年度から行政区等での活動としていきいき百歳体操を推進し、実施している行政区が増えてきています。今後も介護予防に寄与する通いの場の充実を図ります。

障害者団体スポーツ及びレクリエーション教室開催等事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者の自立と社会参加を進めるため、障害者団体のスポーツ活動を支援することにより、障害者の体力増強、交流等を図ります。	障害者のスポーツ教室の実施（ボッチャ、フライングディスク、パークゴルフ）のほか、宮城県障害者スポーツ大会へ参加しました。 令和２年度のスポーツ活動・大会等開催回数は１８回、参加延べ人数は２０２人でした。	A	障害者相互の交流事業として、社会参加に繋がっています。 スポーツ活動を通じた障害者の体力増強、交流、社会参加を促進するため、一人でも多くの参加を得られるよう、今後も継続して実施する必要があると考えます。
健康づくり・食育推進事業 ※かんたんエクササイズ、食生活改善推進員会活動支援【健康福祉課健康推進係】 再掲	町の健康課題を総合的に把握し、生活習慣病等疾病を予防するための知識を普及することにより、住民の健康の保持、増進を図ります。	１．健康教育：講話形式で医師等から生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する専門的知識を学習する機会を提供 ２．健康相談の実施：重点健康相談（高血圧症、脂質異常症、糖尿病等に関する相談）、総合健康相談、精神保健相談（４３１件） ３．訪問指導（病態指導、健診結果に基づく保健指導、閉じこもりに関すること。） ４．食育推進事業：食育通信発行、食育サポーター育成研修会 ５．健康協力員を設置し、町の保健事業の協力等活動を通して健康づくりに資する。 ６．食生活改善と運動普及活動を町と共同実施する美里町食生活改善推進員会の活動支援（食生活改善推進員数 ８９人）	B	健康づくりの具体的な方法を健康教室や相談場面で提供しています。 各事業については、おおむね目的を達成できたと考えますが、目標数値に反映されるまでには至っていません。 各種事業による町の健康課題の改善には時間を要することから、引き続き各種取り組みを進めていきます。
食育サポーター活動支援 【健康福祉課健康推進係】	食育推進事業により、食育サポーター育成研修会、食生活改善推進員の活動支援を行います。	令和２年度の食育推進事業実施回数は６回でした。 食生活改善推進員の活動参加延べ人数は１４７人でした。	B	各種事業に関連する団体等について継続して支援していきます。
歯周疾患健診関連事業 ※歯科ボランティア養成・活動支援 【健康福祉課健康推進係】	歯周疾患による歯の喪失防止のため、喪失の原因となる歯周病を早期発見、予防し、健やかな長寿社会を享受します。	歯周疾患健診でともに活動を実施する歯科ボランティアの養成及び活動支援を行いました。 計画期間中は年に２回、歯科ボランティア養成講座を開催しました。	B	令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で講座を開催することができませんでした。 口腔の健康が全身の健康にも結びつくことから、今後も状況を見ながら事業を実施していきます。

ねたきり老人等介護慰労金支給事業 【長寿支援課長寿支援係】	在宅の寝たきり老人等で、常時介護を要する者の介護者に対し、介護慰労金を支給し、介護者の労に報いるとともに、家庭の安らぎと福祉の増進を図ります。	非課税世帯である在宅の寝たきり老人等と同居等し、過去1年間、居宅サービスの利用日数の合計が10日以内である介護者に対し介護慰労金を支給しましたが、令和2年度に条例を改正したことにより、現在は対象者がいません。	C	現在、慰労金支給の要件を満たす対象者はいません。 国の交付金を活用していることから、事業自体は継続していきます。
高齢者紙おむつ等支給事業 【長寿支援課長寿支援係】	非課税世帯であり、介護保険法に基づく要介護に認定された常時失禁状態にある高齢者を介護する家族に対し、利用券の交付によって紙おむつや尿とりパット等を支給します。	令和2年度は、令和元年度より1件増加し7件の薬局と利用券を利用できるよう契約しました。 令和2年度の利用券支給件数は31件でした。	A	常時失禁者等が日常的に使用している紙おむつの購入に際し、町外の薬局に出向かなくても支援が受けられるように、利便性の高い町内の薬局との契約を維持する必要があります。 経済的負担を軽減し、在宅で過ごすことの一助となることから継続して実施していきます。
介護保険低所得者利用負担軽減対策事業 【長寿支援課介護保険係】	「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業」を行っている社会福祉法人等に対して助成することにより、低所得者の負担軽減と介護保険サービスの利用促進を図ります。	令和2年度の助成対象法人及び助成件数は3件でした。	A	社会福祉法人等に対し、今後も周知を徹底し、低所得者の負担軽減と介護保険サービスの利用促進を図ります。

施策の概要	
基本目標	4 だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり
基本施策	4-1 人にやさしい地域づくりの推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 公共交通については住民バスの運行のほか、南郷地域ではデマンドタクシーを運行して移動手段を確保したほか、高齢者外出支援事業、移動支援事業、福祉タクシー利用助成事業により高齢者や障害者の生活圏域の移動のサポートと経済的な負担軽減を図ることができました。 しかし、公共施設の中で設計が古い建物についてはバリアフリーに完全に対応できていないなどの課題が残っています。 各事業については引き続きニーズに即した事業展開と効率的な運行形態について検討を進め、移動手段の確保に努めていきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
理解促進研修・啓発事業 【健康福祉課障害福祉係】 再掲	障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図っていきます。	平成 29 年度から事業を開始し、年に 3 回障害に対する理解を深めるための研修会を開催しました。 平成 29 年度には 88 人、平成 30 年度には 179 人の研修会への参加がありましたが、令和元年度と 2 年度は研修会を開催することができませんでした。 障害に対する理解を促進する啓発・研修を行う事業であり、住民を対象とした「障害を持った方への地域からのアプローチ」について研修会を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染予防のため中止となりました。代替として障害者差別解消法についての小冊子を啓発用に備え、健康福祉センター等で町民への周知を図りました。	C	障害者総合支援法で定める市町村地域生活支援事業必須事業に位置付けられており、地域生活支援事業実施要綱、美里町障害者等に対する理解促進研修・啓発事業実施要綱により、適切に事業を実施しなければなりません。 新型コロナウイルス感染症の影響により近年は事業を開催できていませんが、今後も継続して啓発活動や研修会を実施していきます。

町営住宅施設管理 【防災管財課町営住宅係】	住宅に困窮する低額所得者等に低廉な家賃で住宅を賃貸又は転貸することにより、住民生活の安定と社会福祉の増進を図ります。	昭和に建設された古い住宅は、今後建て替えや用途廃止の予定であるため、政策空家とし、新たな入居を募集していないことから、令和２年度は前年度と比較して入居率が減少しています。（入居戸数 278 戸、入居率 79.7%）	A	適切な管理及び工事・修繕を行うことができた。
町営住宅整備事業 【防災管財課町営住宅係】	美里町公営住宅等長寿命化計画に基づき、新たな町営住宅の建設及び老朽により建て替えが必要とされた町営住宅において、実施設計業務や建設を行います。	山の神住宅及び北浦第二住宅について、平成 29 年度繰越事業で実施設計、平成 30 年度に解体撤去工事を行いました。 建築工事については、令和元年度に着手し令和２年度に完了しました。（18 戸）	B	美里町公営住宅等長寿命化計画における今後の人口推計や県営住宅を含めた公営住宅の位置づけを踏まえた調査から、高齢者の増加及び低所得に対する不安等を解消するため、新たな町営住宅の建設及び老朽により建て替えを行いました。
高齢者外出支援事業 【長寿支援課長寿支援係】	歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、移送用車両による送迎を実施することにより、歩行困難な高齢者の外出を支援します。	社会福祉法人美里町社会福祉協議会に事業を委託し、歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や下肢が不自由な高齢者に対し、移送用車両により利用者の居宅と医療機関や福祉サービス事業所等との間の送迎サービスを提供しました。 令和２年度の利用登録者は 22 人で利用回数は 233 回でした。	B	車いす利用者等の移動の支援としては必要な事業である。利用料金を含めた実施方法について、利用者のニーズを勘案しながら、引き続き事業内容を見直していきます。
移動支援事業 【健康福祉課障害福祉係】	移動が困難で介助が必要な障害者等に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加の促進と日常生活の拡大を図ります。	一人では外出困難な障害児・障害者の余暇活動及び社会参加に向けた外出を支援するとともに、家族の負担軽減を図りました。令和２年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染防止のため、移動支援事業の利用時間が減少しました。 （令和２年度の利用者数 3 人、利用時間：令和元年度 324 時間⇒令和２年度 43 時間）	B	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の必須事業となります。 今後も利用率の上昇を目標に継続して事業を実施していきます。

福祉タクシー利用助成事業 【健康福祉課障害福祉係】	重度障害者の移動手段として、タクシー利用料金の一部を助成することにより、重度障害者の日常生活圏を拡大し、社会参加と自立を促進します。	重度障害者に移動手段を提供することで、障害者の通院及び社会参加の促進につながりました。 また、令和2年度末にアンケートを実施し、利用者の大半が通院に利用している実態を把握しました。（助成券交付者数146人、助成件数2,040件）	B	今後も引き続き、障害者の生活圏拡大と通院等の交通費の経済的負担軽減を図るとともに、自立支援の促進に寄与することができるよう、適切な事業運営に努めます。
住民バス事業 【防災管財課交通防犯係】	駅、病院、公共施設等を結ぶバス路線の確立を図るとともに、高齢者や自動車運転免許証を有しない交通弱者の移動手段を確保します。	住民バスは美里町と大崎市を結ぶ広域路線のほか、小牛田地域を循環する4路線、南郷地域はデマンドタクシーを運行しています。 1. 住民バス運行日数 243 日、利用者数 67,036 人 2. デマンドタクシー運行日数 243 日、利用者数 2,099 人	B	今後も利用者のニーズに応じたダイヤ編成等、継続的に見直しを実施しながら地域公共交通の在り方などを検討していく必要があります。

施策の概要	
基本目標	4 だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり
基本施策	4-2 権利擁護体制の強化

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 権利擁護及び成年後見制度に関する取り組みとして、町内の権利擁護支援に携わる関係機関の職員が本町における支援の課題や今後の方針について、多職種による情報共有や具体的な検討を行い、権利擁護支援の体制整備及び成年後見制度の利用を促進することにより、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的として、平成 30 年度末に美里町権利擁護ネットワーク会議を立ち上げ、中核機関のあり方の検討、制度に関する共通認識を持つための意見交換、支援者間の連携の強化を進めています。 今後も各事業とともにネットワーク形成に係る取組を進めながら、権利擁護の利用の促進及び制度の周知を図っていきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
権利擁護事業 【長寿支援課包括ケア係】	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。	介護サービス事業所等への研修を行いながら、住民からの相談への対応も随時行いました。 また、権利擁護に関する関係団体とネットワークを構築するための会議を開催しました。（事業所職員研修会参加人数 28 人、相談件数 8 件）	A	成年後見制度を適切に活用できる地域づくりが求められています。今後も権利擁護に関するネットワーク構築や虐待への対応を継続して実施していきます。
成年後見制度法人後見支援事業 【健康福祉課障害福祉係】	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。	令和 2 年度は権利擁護に関する関係団体とネットワークを構築するための会議を開催しました。	B	法人後見の養成に向けて関係機関等と調整を図りながら、事業の進捗を図ります。

緊急一時保護事業 【健康福祉課障害福祉係】	障害者虐待を受けた障害者及び災害、介護者の急病等により介護を受けられない等の理由により、在宅での生活が困難な障害者を一時的に保護する施設を確保し、障害者の権利擁護、虐待防止及び介護者支援を図ります。	障害者虐待や災害、介護者の急病等により在宅での生活が困難になった場合、一時的に保護する施設を確保することにより、障害者にとっては安心した生活ができるよう配慮しました。 本事業に係る相談事例はなく、令和2年度の事業実績ありませんでした。	B	引き続き緊急一時的に保護するための施設を確保し障害者の権利擁護、虐待防止及び介護者支援を図ります。
生活相談員設置事業 ※要保護児童等相談支援、 電話相談 【健康福祉課健康推進係】 再掲	児童虐待（疑いを含む。）やDV等の当事者又は近隣住民等からの相談を受け付け、情報提供や関係機関への紹介等の必要な支援を行います。 また、関係機関との連携、調整を図ります。	令和2年度の要支援ケースとして関わる相談延べ件数は120件で、頻回に支援を要したケースが安定し、相談件数がやや減少となりました。 児童虐待予防の観点から母子保健事業を通じた相談支援を行い、養育支援の必要性の有無について把握するとともに、適切な対応ができるように努めました。	B	児童虐待やDVを未然に防ぐため、その兆候やリスクを早期に把握し、関係機関と連携し、支援の役割調整を図りながら保健師に同行し適切な支援ができました。生活相談員が非常勤職員であるため、緊急時対応に同行できないこともありました。
健康づくり・食育推進事業 ※家庭訪問、随時相談 【健康福祉課健康推進係】 再掲	町の健康課題を総合的に把握し、生活習慣病等疾病を予防するため知識を普及することにより、住民の健康の保持、増進を図ります。	1. 健康教育：講話形式で医師等から生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する専門的知識を学習する機会を提供 2. 健康相談の実施：重点健康相談（高血圧症、脂質異常症、糖尿病等に関する相談）、総合健康相談、精神保健相談（431件） 3. 訪問指導（病態指導、健診結果に基づく保健指導、閉じこもりに関すること。） 4. 食育推進事業：食育通信発行、食育サポーター育成研修会 5. 健康協力員を設置し、町の保健事業の協力等活動を通して健康づくりに資する。 6. 食生活改善と運動普及活動を町と共同実施する美里町食生活改善推進委員会の活動支援（食生活改善推進員数89人）	B	健康づくりの具体的な方法を健康教室や相談場面で提供しています。 各事業については、おおむね目的を達成できたと考えますが、目標数値に反映されるまでには至っていません。 各種事業による町の健康課題の改善には時間を要することから、引き続き各種取り組みを進めていきます。
家族介護者交流事業 【長寿支援課包括ケア係】 再掲	要介護者の状態の維持や改善を目的とした適切な介護知識と技術の習得、サービスの適切な利用方法の習得等を図るとともに、介護者の身体的、精神的な負担の軽減を図ります。	認知症家族介護者の交流会を実施し、認知症の方を介護している家族同士がお互いの経験や困ったことを話し合いました。 また、認知症に関する研修を行いました。 令和2年度の開催数は2回で9人が参加しました。	B	認知症の高齢者をどのように介護していくか等を相談できる仕組みがあることで、安心して生活ができ、高齢者も元気に暮らすことが出来るため、有効と考えます。 今後も美里町地域包括支援センターの周知を図りながら、身近な場所で相談ができる体制を作り、認知症に関する相談窓口として機能を維持していき

				ます。
--	--	--	--	-----

施策の概要	
基本目標	4 だれもが安全・安心に暮らせる地域づくり
基本施策	4-3 地域における防災・防犯対策の推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 令和元年に発生した東日本台風（台風第 19 号）は東日本及び東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨や暴風をもたらしましたが、駅東地域交流センターに、主に避難行動要支援者名簿記載者を対象とした専用の避難所を開設するなど、災害の対応にあたりました。 しかし、避難支援者の確保など課題も山積しており、引き続き関係課と調整を行いながら災害対応等の準備を進めていく必要があります。 交通安全・防犯対策についてはその活動と啓発について効果的に実施できましたが、隊員数の確保などが今後の課題となります。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
避難行動要支援者名簿等 作成事業 【健康福祉課社会福祉係】	要介護認定者や障害者等、災害時に自ら避難することが困難である要支援者が円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう平時から情報共有し、互助、共助により安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図ります。	令和 2 年度の登録者数は 900 人で、全ての登録者が個別計画を作成しています。 名簿は、更新後に避難支援等関係者である社会福祉法人美里町社会福祉協議会と民生委員・児童委員へ提供し、平時から見守り活動に役立つよう協力体制を確立しています。	B	避難支援者の確保など課題が残っています。
日本赤十字社に関する こと 【健康福祉課社会福祉係】	血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を目的として献血の実施、啓発等を実施します。	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定に基づき、献血の受入が円滑に実施されるよう、宮城県赤十字血液センターと連携し、献血協力者の確保に努めました。 令和 3 年度の献血実施延べ日数は 9 日、実施箇所数は 19 箇所、献血受付者数は 378 人でした。	A	献血推進事業を実施することにより、輸血用血液を確保するため、必要な事業となります。 血液は化学合成できないことから、血液を必要とする患者にとって献血による血液の確保は重要であり、従来どおり継続して事業を実施します。

交通安全指導隊設置事業 【防災管財課交通防犯係】	交通安全秩序の保持及び交通事故の防止を図るため、交通安全指導隊を設置し交通安全指導等を実施します。	1. 毎月の街頭指導実施（38回） 2. 小中学校で実施の交通安全教室へ指導者の派遣（8人） 3. 四季を通しての各種交通安全運動へ人員の派遣（65人） 4. 各種依頼イベントでの交通安全の確保（4回） 5. その他火災、災害時に現地での交通安全の確保（5回）	B	交通事故の防止、イベントでの交通安全の確保等、交通安全に寄与していると考えます。 一方で、隊員の高齢化、定数割れが課題となっています。 他市町村に比べると、隊員数は充足しているため、引き続き交通安全の推進に寄与していきます。
交通安全推進啓発事業 【防災管財課交通防犯係】	住民、町、交通安全関係機関、団体等が連携し交通安全教育及び交通安全啓発活動実施により、交通安全の意識啓発を図るとともに、交通安全関係団体の活動を支援し、組織育成及び強化を図ります。	1. 交通安全町民大会の開催（令和2年度は中止、令和元年度の参加者数490人） 2. 交通安全運動等啓発活動の実施（112回） 3. 広報車による交通安全広報の実施（20回） 4. 防災行政無線による交通安全広報の実施（44回） 5. 美里町交通安全推進協議会活動回数（4回）	B	新型コロナウイルス感染症の影響により、交通安全町民大会の開催を見送るなど一部活動は制限されましたが、住民の交通安全意識向上において、関係団体と協力しながら各種イベントを実施することは有効であると考えます。 引き続き各団体の活動を支援していきます。
防犯実働隊設置事業 【防災管財課交通防犯係】	犯罪を防止し、住民が安全で安心して生活できる環境づくりを進めるため、防犯実働隊を設置し、犯罪のない明るいまちづくりを目指します。	1. 防犯パトロール回数（140回） 2. 車両広報活動回数（6回） 3. 防犯実働隊活動延べ人数（406人）	B	各種イベントの警備や防犯パトロールなど、その防犯活動は有用であると考えます。 防犯実働隊の隊員数は年々減少し、隊員数の確保が課題となっています。 各隊員による声かけや広報紙等を活用し新規入隊者の増加を図っていきます。
防犯推進啓発事業 【防災管財課交通防犯係】	防犯、地域安全等の啓発活動を積極的に行う防犯推進団体を支援するとともに、犯罪、事故等住民の治安に対する不安をなくすための環境を整備し、防犯意識の高揚と、住民による自主的な防犯活動の促進を図ります。	1. 防犯啓発活動実施回数（145回） 2. 広報車による広報回数（9回） 3. 美里町防犯協会会員数（64人） 4. 遠田地区防犯協会活動数（6回）	B	不審者事案が増加傾向にある中、防犯推進団体との連携により事業を実施することは、住民への意識向上や啓発及び犯罪抑止につながることから有効であると考えます。

第3次美里町地域福祉活動計画 施策体系

施策の概要	
基本目標	1 安心して生活できる福祉のまちづくり
指針	1-1 小地域福祉活動の推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 地区社会福祉協議会を中心に、福祉活動推進員や民生委員児童委員、行政区長等と連携し、一人暮らし高齢者等を地域みんなで日常的にさりげなく気かけ、見守りあう活動が推進されました。引き続き、広報媒体等を活用して周知や啓発を行い、地域活動やボランティアの協力者を増やしながら地域全体でお互いに支えあい・見守りあう体制づくりの整備に努めていきます。 住民同士の交流やつながりづくりに効果のあったサロンなどの集いの場が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で減少しており、関係性やつながりを切らない取り組みを検討するとともに、小地域福祉活動を推進していく体制の整備を行っていきます。 また、介護予防の効果等の周知や取り組みを通して、地域のなかで気軽に集える通いの場づくりや健康寿命の延伸と社会参加の推進に向けて、地域づくりの視点から介護予防の普及啓発を継続していきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
安心生活支援事業 （あんしんネットワーク）	一人暮らしの高齢者等を含む地域の支援が必要な方が、安心して地域で生活できる仕組みづくりの構築を目的に、地域住民の協力を得て恒常的にさりげない見守りや声かけ等による見守り等を行います。	民生委員の協力を得て町高齢者世帯調査に合わせて対象者・協力者を調整して名簿作成し、日常的なさりげない見守り活動を行いました。 見守りを通して、協力者が対象者の異変や孤独死等へ早期に気づき、家族等の緊急連絡先や関係機関への連絡など、適切な対応を行うなどの効果がありました。	B	対象者はR1年度548名、R3年度614名に増加しているが、協力者はR1年度525名、R3年度564名で微増であり、地域全体で支えあう意識と必要性について啓発し、見守りあう協力体制を整備していく必要があります。 また、地区社協・行政区等と連携し、協力者の研修等を継続して行い、見守り体制の充実に努めていきます。

小地域福祉活動支援事業	美里町内の福祉関係団体等が行う自主的な小地域福祉活動やボランティア活動に対して活動支援や助成金の交付を行い、活動の活性化を図ります。	新たに小地域福祉活動を行なう団体等へ、相談支援をはじめ、立ち上げ資金等の助成金の交付を通して活動支援を行いました。申請件数は3年間で3件あり、新たに活動を始める際に有効的に活用され、活動の継続化にもつながっています。	B	活動団体の新規設立や既存団体等の新規事業の検討への相談と資金的支援を通して小地域福祉活動を支援し、推進していく必要があります。 高齢・地域福祉分野の活動団体からの相談・申請が多く、障害・児童などの他分野の活動団体への事業周知や働きかけをしていく必要があります。
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地縁組織等多様な主体と連携しながら生活支援・介護予防サービスの充実を図るとともに、地域における助け合いを広げる基盤づくりの推進及び高齢者の社会参加の推進を図ります。	町から委託を受け、生活支援コーディネーター1名を配置し、支えあいの地域づくりと多様な主体とのつながりづくりの支援を行いました。 生活支援体制整備協議会(4回/年)を開催し、地域のお宝や高齢者に必要な地域支援に向けた協議を行いました。 また、広報紙「おげんきですか。」を発行(4回/年)し、地域のお宝や支えあいの地域づくりへの周知・啓発を行いました。 地域によっては生活支援サービスや見守りのネットワークの構築、通いの場の立ち上げに向けた活動が生まれ、住民同士のつながりが少しずつ広がっています。	B	地域での課題を解決していけるような「地域づくり」を行う事業であり、何よりも事業を継続することで成果を上げることができると考えます。 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、集いの場等の住民活動の機会が減ったことにより、地域活動の実態把握が困難となっていることから、生活支援コーディネーターを中心に地域に出て住民等の声を聞きながらニーズや課題に対応していく工夫が必要となっています。 主体的に地域づくりが行われる体制の整備が図られるよう、引き続き取り組んでいく必要があります。
くらしのサポーター養成講座	地域の中で高齢者等が健康でいきがいのある暮らしが継続できるように、支援が必要な高齢者等を支援する人材の育成を行います。	養成講座や情報交換会などを通し、地域の「困りごと」の声を受け止められる人材や地域課題の解決に向けて関心が高い人材を増やすことができました。 新たな生活支援団体の設立までは至っていませんが、講座受講者が地域課題の解決に向けて主体的な活動につながる事例が生まれました。(バス時刻表作成、つな	B	住民のくらしをサポートしていく仕組み、体制づくり推進していくため、講座を通して引き続き人材養成を行う必要があります。 また、講座受講後の活動先の紹介や受講者が地域で活動しやすい環境づくりの支援が求められており、受講者同

		がりづくりを目的とした通いの場など)		士のネットワークづくりをはじめ、主体的な活動立ち上げに向けた働きかけに取り組んでいきます。
介護予防事業 みさと元気塾	「楽しく運動」をテーマに介護予防教室を開催し、高齢者が健康で自立した生活を続けられるように、介護予防と社会参加の推進、啓発を図ります。	R1 年度は 3 教室で各 20 回、R2 年度からは感染症対策により定員を少なくして 4 会場に分けて各 10 回の教室を行いました。家庭や地域でも取り組めるストレッチと筋力トレーニング等を行い、高齢者の健康寿命の延伸に努めました。 上記のほか、熱中症予防や血圧などの健康講話を行い、介護予防だけでなく健康づくりの啓発も行いました。 (参加者数：R1 年度 92 名、R2 年度 78 名、R3 年度 72 名)	B	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、R2 年度からは開催回数と 1 教室あたりの定員を減らし、3 教室から 4 教室に会場を増やして開催しました。 広く周知・啓発を通して、参加者の増加を目指すとともに、日常的に家庭や地域で介護予防や健康づくりが推進されるよう、教室終了後に活動が続けていくための情報提供や自主サークル立ち上げ等の支援に取り組んでいます。
介護予防啓発のための地域支援	高齢者の健康寿命を向上させ、地域の中でいきいきと暮らし続けることができるように介護予防と社会参加の推進を図ります。	みさとのラジオ体操 DVD を活用し、介護予防と身近な地域における運動の機会や集いの場づくりを支援してきました。 R2 年度からは、生活支援体制整備事業と一体的に事業を進め、行政や福祉事業所と連携し、いきいき百歳体操を通した地域づくりによる介護予防の普及啓発を図り、行政区や自治会が主催の新たな通いの場が生まれるなど、活動が広がりました。	B	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で地域の集いの場が減少する中、介護予防に資する通いの場の普及と立ち上げ支援を、地域の実情に合わせて引き続き実施していく必要があります。 また、健康寿命の延伸と社会参加の推進に向け、地域づくりによる介護予防の普及啓発も続けていく必要があります。

施策の概要	
基本目標	1 安心して生活できる福祉のまちづくり
指針	1-2 総合相談支援体制の整備

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 社会情勢や家庭環境などの変容によって、低所得・未就労・多重債務等による生活困窮世帯をはじめ、一人ひとりが抱える問題が多様化し複雑に絡み合った状態にある方が増えています。 その根底には当事者が家族や地域との関係が途切れた社会的孤立や排除といった問題が見受けられます。家族や友人をはじめ、身近に相談しあえる関係づくりを地域の中で育んでいく取り組みとともに、早期に適切な相談機関や制度・サービスへつながるよう総合的な支援体制の整備に努めます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
ふくし総合相談事業 ①ふくしなんでも相談 ②生活相談 ③無料法律相談 ④多様な移動相談支援窓口 ⑤フードバンクの提供	日常生活上の悩み又は専門的な問題等や生活課題などの相談に応じ、解決に向けて関係機関と協働し、安心して地域で生活できる環境づくりの推進を図ります。	①ふくしなんでも相談 経済的な問題や家族関係など、くらしにかかわる相談に関係機関と連携して支援を行いました。 （R1 年度延べ 161 件、R2 年度延べ 241 件） ②生活相談 相談員 6 名を委嘱し、年 6 回相談所を開設しました。R1 年度 0 件。R2・3 年度は感染症拡大の影響で中止しました。 ③無料法律相談 R2 年度までは年 6 回、R3 年度から年 12 回開設し、弁護士による専門相談を行い	B	多様化、複合化した相談が多く、世帯全体を支援していく必要があり、他機関・多職種が連携して対応していくことが求められています。 また、適切な支援につなげていけるよう相談窓口の周知を続けていくことが必要です。 感染症拡大の影響で、R2 年度から生活相談と移動相談支援窓口は中止しており、相談しやすい窓口開設を検討していく必要があります。 生活困窮世帯に対しては、フードバ

		ました。 (R1 年度延べ 27 件、R2 年度延べ 27 件) ④多様な移動相談支援窓口 商業施設内に年 6 回サロン兼相談所を開設しました。R2 年度から感染症拡大の影響で中止しました。 (利用数：R1 年度延べ 105 人) ⑤フードバンクの提供 相談支援を通して必要な世帯へフードバンクを提供しました。感染症拡大の影響を踏まえ、R2,3 年度は家計おたすけ事業として年 2 回、周知と提供品目を強化し実施しました。		ンクを活用しながら、家計改善に向けた伴走支援を関係機関と連携して引き続き行っていく必要があります。
要配慮者のつながりの再構築（サロン等）	制度の狭間や暮らしにくさ、社会的孤立の防止などを目的に、生きがいやつながりづくり支援などの居場所づくりの推進を図ります。	R1 年度は年 2 回サロンを開設し、つながりづくりを行いました。 R2 年度からは感染症拡大の影響でサロン開設の代替として、家計おたすけ事業を行い、フードバンク提供を通して本人の現状等を把握し、つながりづくりを検討しました。	C	多様な要因により孤立化やひきこもり状態となり、期間も長期化するケースが多い状態です。 感染症拡大の影響を踏まえ、訪問相談等を通して地域や社会とのつながりづくりを再構築していく支援方策を検討する必要があります。
低利資金の貸付 ①生活安定資金 ②生活福祉資金	低所得・高齢者・身体障害者世帯等の安定した生活への相談支援と適切な資金貸付による伴走支援の推進を図ります。	一時的に資金貸付が必要な世帯等にして家計相談と申請に基づき審査・資金貸付を行い、世帯の生活安定を図りました。 申込み要件を満たせない狭間の世帯へは、家計相談やフードバンクによる伴走支援を行い、生活安定に向けた支援を行いました。 (生活安定資金貸付 R1 年度 1 件、R2 年度 1 件) (生活福祉資金貸付 R1 年度 0 件、R2 年度 0 件)	A	相談者は世代を問わず、複合的に生活課題を抱えている方が多く、困窮状態が日常化しているケースが見受けられます。貸付に関する相談だけでなく、引き続き、他の相談機関と連携して生活安定に向けた伴走支援を行う必要があります。

		感染症拡大により生活福祉資金特例貸付が始まり、広報紙・HP 等によって周知の強化、貸付相談・申込受付を行い、生活安定に向けた支援を行いました。 (特例貸付 117 世帯・延相談 635 回／R3.9.30 現在)		
配食サービス	在宅の高齢者が、健康で自立した生活を送るために必要な「食」に関わるサービスを提供します。 栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行うことにより、高齢者の在宅支援を行います。	一人暮らし高齢者等へ週2回を限度に昼食お弁当の宅配を行い、一人ひとりの健康状態等の把握とともに、自立生活に向けた生活支援を行いました。 R2 年度から配食ボランティアによる配達から職員による配達へ移行し、小牛田地域は火・木曜日、南郷地域は水・金曜日に実施しました。 (利用登録数 R1 年度 36 名、R2 年度 47 名)	A	お弁当の宅配を通して安心安全な食の提供と、健康状態の把握や声かけによる見守りを行いました。 引き続き、事業を通して家族や民生委員、主管課、介護事業所等と連携し、利用者の自立生活の支援を行う必要があります。
外出支援事業	歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者に対し、移送用車両による送迎を実施することにより、歩行困難な高齢者の外出を支援します。	町から委託を受け、歩行困難で一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者や下肢が不自由な高齢者に対し、移送用車両1台により利用者の居宅と医療機関や福祉サービス事業所等との間の送迎サービス提供しました。 R2 年度の利用登録者は 23 名で利用回数は 233 回でした。	B	車いす利用者等の移動の支援として必要な事業です。利用料金を含めた実施方法等について、利用者のニーズを勘案・検討しながら、引き続き事業を継続していく必要があります。
介護機器の短期貸与事業	介護保険制度等では対応できない方への介護支援の一助を図ります。	制度対象外の介護機器貸与事業として、「車いす」に限定して短期間の貸与を行いました。 (貸与件数 R1 年度 2 件、R2 年度 1 件)	A	制度の狭間への介護支援として引き続き事業を継続し、必要な方が利用できるよう周知していく必要があります。
権利擁護事業 ①日常生活自立支援事業 ②成年後見制度の検討	認知症高齢者、知的・精神障害者等の円滑な福祉サービス利用と適切な金銭管理等による生活支援の推進を図ります。	①日常生活自立支援事業 県社協と連携し、利用者の定期的な金銭管理（出納）を適切に行いました。 (利用者数 R1 年度 5 名、R2 年度 5 名) ②成年後見制度の検討	A	必要な方へ制度に関する情報が届く、周知方法の検討が必要です。 また、権利擁護推進方策の検討と適切なサービス提供を目指していくことが求められており、制度の周知・啓発

		町権利擁護支援ネットワーク会議に出席し、権利擁護推進に向けて他機関及び事務局内で利用促進について検討を行いました。		や生活支援員の確保、担い手としての法人後見の検討を進めていく必要があります。
一人暮らし高齢者交流事業（さくら会）	一人暮らし高齢者の交流と社会参加及び引きこもり予防の推進を図ります。	交流事業を年 2 回行い、75 歳以上の一人暮らし高齢者の交流の場を提供し、引きこもりの予防や社会参加の機会づくりを行いました。 R2 年度から感染症拡大の影響で中止しましたが、かわら版（チラシ）を民生委員の協力により配付し、つながりの確保に努めました。	B	町内 1 回会場の開催であり、会場までの移動方法に課題はあります。 対象者の増加や会場の広さ、感染症拡大の状況を踏まえ、開催方法等について検討し、つながりを切らさない工夫が必要です。
障害児者交流事業	障害児者の社会参加の促進と地域社会、住民との交流の推進を図ります。	R1 年度は社会参加と交流の観点から、プロ野球観戦を通じた交流を行いました。 (5 組 10 名参加) R2 年度は感染症拡大の影響で中止しましたが、R3 年度は町地域自立支援協議会主催の障害児向け動物ふれあい交流会へ運営協力を行い、交流事業の支援を行いました。	C	障害児者が当事者同士や地域住民等との交流を通して地域共生社会に向けた取り組みを推進していく必要があります。 町地域自立支援協議会等と連携して、取り組みを検討していく必要があります。
ひとり親家庭交流事業	一人親家庭の親子交流を通して、健やかな関係づくりの支援を図ります。	小学生以下の子どもがいるひとり親家庭を対象に R1 年度は年 3 回、R2 年度からは感染症拡大の影響で年 1 回交流事業を行いました。 (R1 年度 ①3 組 7 名、②6 組 14 名、③3 組 6 名 R2 年度 4 組 8 名参加)	B	児童扶養手当受給者への事業チラシ配付、SNS への募集記事掲載など、対象世代への周知拡大を図り参加者増に努め、当事者の声を基に内容について検討します。 参加者は少数ですが、当事者交流の機会として継続していく必要があります。
敬老を祝う会	高齢者を敬う心を育むことや、敬老を祝う機会の推進を図ります。	町から委託を受け、町敬老式（7 会場）の第 2 部・祝う会を会場毎に地区社協・ボランティアグループ等の協力を得て、長寿	B	参加率が R1 年度は 25.2%で例年とほぼ変わりなく、参加率を上げることは極めて難しい状況です。

		を敬い・支えあいの意識が醸成された手づくりの祝う会を開催しました。 (R1 年度 1,125 名参加、R2・3 年度は中止)		敬老対象者の増加と会場の広さ、協力者の状況を踏まえ、開催方法等について町と協議していく必要があります。
地域の安全確保事業 ①防犯ブザー提供 ②ちいきみまもりたい	児童・生徒をはじめ地域住民がより一層、安心かつ安全に過ごしていけるような環境づくりの推進を図ります。	① 防犯ブザー提供 小学校新入児童へ防犯ブザーを贈呈し、子どもたちが安心・安全に登下校できるように努めました。 ②ちいきみまもりたい 町内 60 福祉事業所 (32 団体) と連携し、業務車両に「ちいきみまもりたい」ステッカーを貼付・走行し、地域内の見守りを行いました。	B	① 保護者に防犯ブザーの定期点検を促すことと合わせて、地域での安心・安全に向けた見守りの啓発を継続していく必要があります。 ②事業等に関する情報交換や対応事例等を共有する場づくりと、広く事業を周知・啓発していくことが必要です。

施策の概要	
基本目標	2 心のかよいあう福祉のまちづくり
指針	2-1 学びあう「ふくし」の推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 地域共生社会の実現に向けて、地域や学校、団体、企業、行政、関係機関等がそれぞれの活動や集いの場などを活用して「ふくし」について学びあい、福祉意識の向上を図りました。 ボランティア・地域活動に対する相談支援の強化を継続するとともに、講座等の機会を活用して地域の人材を把握し、多様な人材や多機関協働による学びの場づくり等を推進し、引き続き住民の主体的活動と福祉意識の向上に努めます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
地域福祉笑楽校 (相談支援・出前講座)	身近に「福祉」を感じ、学びあいながら住民が気軽に地域福祉に参画できる機会の推進を図ります。	H30 年度から住民自身によるつどいの場づくりの支援を重点的に実施し、目的・課題意識のある相談が増え、住民の主体性が向上してきました。 また、感染症拡大の影響で相談件数等は減少しましたが、多機関の協力を得て動画講話による企画を提案し、学びの場の支援を行いました。 (相談件数 R1 年度 152 件、R2 年度 96 件) (出前等開催回数 R1 年度 40 件／うち 4 件は感染症拡大の影響により中止、R2 年度 8 件／うち 1 件は感染症拡大の影響により中止)	A	生活支援体制整備事業と連動し、相談支援の強化を継続するとともに、地域課題の把握、地域講師（社会資源）の発掘、多機関協働による学びの場づくり等を推進し、引き続き住民の主体性と福祉意識の向上を図ることが必要です。

福祉教育推進事業 まなびねっと (相談支援・出前講座)	福祉教育関係者・社協・地域の連携・協働による福祉教育の推進を図ります。	学校・地域・関係機関が連携して福祉教育に取り組めるようコーディネートを行いました。 また、新学習指導要領、ICT（通信技術を活用したコミュニケーション）の促進といった時代の変化に対応したプログラムを意識し、H30 年度からは地域と協働により、全小中学校で福祉教育を実施しました。 (相談件数 R1 年度 72 件、R2 年度 78 件) (出前等開催回数 R1 年度 36 件、R2 年度 30 件)	A	中学校・高校への学齢に適した福祉教育を提案できるよう、地域・学校と協働によるプログラム開発を検討します。 また、ICT の活用により、感染症拡大の影響を問わず、交流や体験等の「離れても繋がれる」福祉教育を実践していく必要があります。
町民福祉講座	町民一人ひとりが地域福祉推進と地域共生に向けて、豊かでいきいきと生活できる地域づくりの推進を図ります。	地域共生社会の実現に向けて必要なテーマを町（健康福祉課・長寿支援課）と協議し共催により年 1 回開催しました。 住民・行政・関係機関が同じ課題意識のもとで地域福祉について考える機会づくりや周知・啓発を行いました。 R2 年度から感染症拡大の影響で中止。 (参加者 R1 年度 127 名)	C	R2・3 年度は感染症拡大の影響により中止し、周知・啓発していく機会が作れませんでした。 多機関および市内連携のもと、地域課題の把握に努め、住民へ広く地域共生・地域福祉について啓発する機会を引き続き実施していくことが必要です。

施策の概要	
基本目標	2 心のかよいあう福祉のまちづくり
指針	2-2 広めあう「ふくし」の推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 社協だより、ホームページ、SNSなどを活用し、ボランティア・地域活動について子どもから大人まで幅広く周知し地域福祉活動の啓発に努めました。 多機関他業種と連携して地域課題の把握に努め、地域共生・地域福祉について様々な広報媒体や集いの場、啓発の機会などを活用し、私たちのふだんのくらしがしあわせになるよう、それぞれが互いに認め・尊重しあい、協力しあう意識の向上とともに福祉環境の整備に努めます				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
福祉教育サポーター講座 （フォローアップ）	福祉に関する知識及び豊かな福祉観を身につけ、福祉教育をサポートする人材の育成を図ります。	これまで養成・登録したサポーター29名へのフォローアップを強化し、県社協主催の福祉教育学習会への出席や情報交換、プログラム検討などを行いました。 また、学校の福祉教育出前講座へ活動調整を行い、地域と学校をつなぐ福祉教育の取り組みを行いました。	B	社協事業のサポーターから学校のサポーターとして発展・活躍できるよう、サポーターの福祉意識向上や児童・生徒への接し方、学校教育の現状等について研修を続けていくことが必要です。 また、人材育成と共に地域と学校の連携強化を支援していく必要があります。
福祉に関する情報発信 ①社協だより ②インターネット	町民・関係者に対して福祉事業の紹介・募集等を行い、広く情報を提供、啓発しながら、地域福祉活動の	①社協だより 町社協の事業活動を始め、地区社協等、関係機関・団体の福祉関連活動を掲載、	A	①社協だより 地域福祉を推進するために地域福祉活動や福祉情報等を住民へ周知・啓

③にじいろだより（児童向け）	推進を図ります。	町内全戸及び関係団体に配布、情報を提供することにより地域福祉の啓発に努めました。 ②インターネット R2 年度からホームページを一新したほか、SNS（ソーシャルネットワーキング サービス）を開設し、より迅速かつ細やかに情報発信ができる体制整備をしました。 ③にじいろだより 町内の小学校に通う全児童・保護者への地域福祉の啓発として、年 2 回広報紙を発行・配布しました。紙面を利用した体験講座募集など、貴重な啓発の機会となっています。		発していくことが必要であり、引き続き取り組んでいきます。 ②インターネット 社会全体で急速に ICT 活用が進んでおり、今後はホームページに子ども向け情報発信ページを新設する等、更なる情報発信の強化が必要です。 ③にじいろだより 若い世代への地域福祉啓発の機会として重要であり、当事者が関心を持てる紙面の作成のほか、QR コードを掲載しホームページの周知も図る等、主体的な学びに繋がる工夫が必要です。
声の広報事業	視覚障害児者等への広報紙等の情報提供の支援を図ります。	毎月の広報紙（広報みさと、社協だより）を音訳し、CD に録音して視覚障害者の利用者へ毎回郵送し情報提供の支援を行いました。ボランティア 14 名が主体となり音訳・録音を行っています。 利用者は 6 名ですが図書館での貸出対応も行いました。 町障害福祉計画に位置づけられ、視覚障害による情報格差をなくす取り組みとして有効です。	B	情報格差をなくす取り組みの一つのとして利用者数に関わらず、町（総務課、健康福祉課）、ボランティアとの連携のもと事業を継続していく必要があります。 また、広く事業を周知するとともにインターネット上の音源公開等も検討し、必要な方が利用できるように努めます。

施策の概要	
基本目標	3 みんなでつくる福祉のまちづくり
指針	3-1 ボランティア・地域活動の推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 ボランティアセンターを中心に、ボランティア・地域活動に関する相談（活動募集・活動希望・福祉教育等）や、ボランティア保険に関する相談・加入窓口業務を行い、安心して活動できる環境づくりを行うとともに、地域・学校・福祉関係事業所等が連携して福祉活動に参画していけるように努めました。 社協だより、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を活用し、潜在化しているボランティア・地域活動の担い手のすそ野拡大とともに、地域生活課題等に対する新たな活動の検討やこれまで行ってきた活動の活性化に取り組んでいきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
ボランティア・地域活動の支援（相談支援・情報発信・保険窓口） ※事業協力者の周知・啓発含む	ボランティアセンターを設置し、相談や調整、ボランティア保険の加入事務を行い、安心して活動出来る体制づくりの支援を図ります。 また、個別又は地域の課題（ボランティアニーズ）の相談と把握に努め、そのニーズに添ったボランティア・地域活動の支援調整や活動の推進を図ります。	住民からのボランティア・地域活動に関する相談（活動募集・活動希望・福祉教育等）の対応や、ボランティア保険に関する相談・加入窓口業務を行い、安心して活動できる環境づくりを行いました。 また、地域・学校・福祉関係事業所等の関係機関を繋ぐ活動を推進しました。 地域福祉を主目的とする7グループへ運営・活動助成金を要件に基づいて交付し、相談支援とともに活動を支援しました。 感染症拡大の影響で R2 年度からは活動自体が中止となり相談件数が減りました。	B	ボランティア・地域活動情報（活動募集、活動者紹介等）を窓口やホームページ等で広く周知できるよう情報提供を強化していきます。 また、若年層が地域への関心を高め、気軽に活動できるような機会をつくりながら、全世代がボランティア・地域活動に関わることができる取り組みの検討と、ボランティアグループへの助成金交付要件、運営支援のあり方について検討していく必要があります。

		(相談件数 R1 年度延べ 284 件、R2 年度 208 件) (保険加入件数 R1 年度延べ 104 件、R2 年度 78 件)		
ボランティアグループ等 情報交換・交流会	ボランティア活動の実践グループや団体等の交流と情報交換を通して、ボランティア意識の向上を図ります。	地域福祉を主目的に活動しているボランティアグループを対象に、地域の現状や課題、必要な取り組み等について情報交換を行いました。 それぞれの活動を共有することや話し合っていく機会を重ねることで、町全体のボランティア活動の推進に繋がっています。	B	活動事例の情報交換等を通して活動の活性化や新たな活動の検討など、地域課題に対応したボランティア・地域活動の推進が必要です。 引き続き事業を通して、既存グループの活動支援とともに、新規グループの立ち上げ支援や、地域課題に対応していくテーマ型の活動支援など、ボランティア活動のすそ野拡大を図っていく必要があります。

施策の概要	
基本目標	3 みんなでつくる福祉のまちづくり
指針	3-2 人財育成と多様なつながりの推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 感染症拡大の影響を踏まえ、地域活動の再開に向けた感染症対策や防災・災害支援などをテーマに講座や研修会を行い、住民が主体的に活動に取り組めるように努めました。 また、プルタブ・使用済切手等の収集、フードバンク寄付の啓発などの通年活動のほか、感染症拡大の影響による課題をテーマとして、活動の周知・啓発を行い、支え合いの心を活動化して取り組みました。 地域生活課題に対応したボランティア・地域活動の実践事例や、多様な主体と協働しながら、防災・災害支援をテーマとした講座内容を検討し、防災意識の向上と一人ひとりが地域づくりの担い手となる人財育成に努めていきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
ボランティア・ 地域活動講座	ボランティア・地域活動への学びの場や啓 発を通して、活動の推進を図ります。	R1 年度は地域防災をテーマに 1 会場で、 R2 年度は感染症拡大の影響を踏まえた、 感染症対策講座を小学校区 6 会場で開催 し、住民が主体的に地域課題を考え、取り 組めるような研修会を実施しました。 受講者自身だけでなく、住民同士が内容 を伝達していくことで、地域全体への波及 効果が見受けられました。 (R1 年度 地域防災テーマ受講者 99 名) (R2 年度 感染症対策テーマ受講者のべ 147 名)	A	地域防災はすべての住民にとって共 通課題であり、今後も世代を問わず考 え合う機会を作っていく必要があります。 その中でも災害ボランティア活動 を重点テーマとした講座内容を検討 し、一人ひとりの防災意識の向上と共 に住民同士の共助を促進する体制づく りを進めていく必要があります。

福祉の人材連携・協働研修事業	社会福祉関係機関の役職員及び福祉を学ぶ学生等と共に、地域の生活課題を探り、社協役職員や学生に求められる姿勢の理解と事業の推進を図ります。	町外をはじめとする関係機関・団体等の要請により、研修受入れや職員派遣を行い、相互の情報交換の機会となり、役職員の資質向上につながっています。R2 年度からは感染症拡大の影響でオンライン方式の実施が増えています。 また、福祉系の教育機関から実習等の受入要請はありませんでした。	B	社会福祉士資格取得への現場実習（社会福祉援助技術現場実習）を受入できる職員や業務体制が整備できていないため、人材育成の役割には課題があります。 他機関と連携して役職員のスキル・資質向上も含め人材育成について検討していく必要があります。
こころのよせあい運動 （収集活動）の推進	いつでも、どこでも、誰でもボランティア活動やフードバンク等による支え合い活動に参画できる体制づくりの推進を図ります。	プルタブ・使用済切手等の収集、フードバンク寄付の啓発といった通年の活動に加え、手作り布マスク（R2）やシトラスリボン運動（R3）など時事課題をテーマにプロジェクト化し、支え合いの心を活動化して推進しました。 R1～R2 年度の協力のべ 566 件のうち、新規協力（個人・団体含む）は 223 件（39.3%）であり、すそ野拡大が図られています。	A	広報紙や SNS 等を活用し、広く活動を周知してボランティア活動のすそ野拡大を図ります。 また、企業・事業所等に対して赤い羽根共同募金や社協会費等と併せて活動を周知し、地域貢献活動（CSR）として地域福祉への参画を呼びかけていく必要があります。

施策の概要	
基本目標	4 地域福祉推進のための基盤づくり
指針	4-1 多様な主体による地域福祉の推進

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 町社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が共催により小学校区をエリアに、「地域のこと」をテーマとして地域活動実践者をはじめ町職員や福祉事業所等も参加し、情報共有や地域福祉活動について連携した取り組みなどを協議しました。引き続き、分野を超えた横断的な情報共有の機会や連携・協働へのネットワークづくりに取り組んでいきます。 また、地域共生社会に向けて世代や状況に関わらず、課題を抱えた方の暮らしを支えていく体制を整え、地域福祉推進の基盤づくりに取り組んでいきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
地区社協活動の支援 ①地区社協活動の支援 ②地区社協連絡協議会 ③地域福祉力 UP 情報交換会	地域福祉の増進を図るため、町内に 16 の地区社会福祉協議会を設置し、地区住民の参画を得て、小地域福祉活動の実践と推進強化を図ります。	16 地区社協へ助成金を交付し、地区社協連絡協議会の開催や地区社協役員会、事業への出席を通して先進地や他地区等の取組事例の紹介や活動支援を行いました。 R2 年度からは感染症拡大の影響で事業推進が難しくなり、事業の実施形態を集合型から訪問型・分散型の短時間方式などへ転換する提案を行いました。 地域福祉力 UP 情報交換会は、R1 年度のみ 16 地区を 6 会場に分けて生活課題の解決に向けた協議を行い、R2 年度は活動	B	地域福祉力 UP 情報交換会や地区社協役員会等には全ての地区に関わることができませんでした。引き続き町社協と地区社協の活動の役割を周知し、活動への情報提供による相談支援等を通して、行政区・自治会、地区社協、町社協のエリアごとに推進していく活動や関係性について整理していく必要があります。 また、効果的な助成金交付のあり方と感染症拡大の影響を踏まえた事業推

		推進に向けた研修を行いました。		進、活動の啓発について検討していく必要があります。
多職種連携ワーキング	地域住民同士の助け合い、支え合いをはじめ、多様な関係機関・団体・企業等が連携を図りながら、住民がより暮らしやすい地域社会の推進を図ります。	R1・2年度はワーキングは開催せず、町主催の地域連携推進会議に参画し、町の関係課と地域生活課題について情報共有し、連携した解決方策の検討を行いました。 R3年度は上記に加え、町介護・福祉サービス事業所連絡会を活用し、地域生活課題について情報共有し、連携した解決方策の検討を行いました。	B	多機関他業種との協議の場づくりを行い、地域共生社会に向けて世代や状況に関わらず、課題を抱えた方の暮らしを支えていく取り組みを検討していく必要があります。 縦割りや分野ごとに実施されている点や線の活動等を情報共有などを通して連携し、面として活動を充実させていく必要があります。
福祉団体の活動支援とパートナーシップ	福祉団体等のそれぞれの目的達成のため、その活動を尊重すると共に、必要な情報の提供などの支援並びに各種事業の連携、協働（パートナーシップ）の推進を図ります。	町老人クラブ連合会、町障害者福祉協会に対して、上部団体や地区会員等との連絡調整を通して活動を支援しました。 また、学校と団体との連携による世代間交流や福祉体験等を協働で行いました。	C	当事者団体等の活動を引き続き支援し、地域福祉を推進していく必要があります。 活動支援として連絡調整のほか、活動に対する情報提供や組織力を活かした連携、協働事業について進めていく必要があります。

施策の概要	
基本目標	4 地域福祉推進のための基盤づくり
指針	4-2 社会福祉協議会活動の充実と財源の確保

【実施状況・評価】 A：実施し、概ね有効に機能している B：実施したものの課題が残る
 C：一部実施にとどまっている D：未実施

施策の主な取組の成果と課題・今後の方向性（個別）				
【総評】 社会福祉法人制度改革を踏まえ、引き続き運営基盤の強化と各種事業・サービスの質の向上、事業運営の透明性に努めていきます。 社協だより、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体の活用や、研修・講座等の事業を通して社会福祉協議会の取組等を周知・啓発するとともに、対象に合わせた周知方法と分かりやすく情報を伝えていく工夫を続けていきます。 そして、社会福祉協議会の事業活動に対する理解を広め、社協会費や赤い羽根共同募金運動に協力をいただきながら、安定した地域福祉活動の財源確保に努めていきます。				
施策名	施策の展開	計画期間の主な取組・成果	実施状況 評価	課題・今後求められる取組等
社協活動（組織）の充実 ①理事会、評議員会、監事会 ②部会（総務・地域福祉）	美里町社会福祉協議会の円滑な 経営及び事業の推進を図ります。	定時の理事会・評議員会における事業計画・予算及び事業報告・決算審議のほか、必要に応じて、補正予算・定款・諸規程改正、整備等を審議するため開催し、定例の監事会では事業・決算監査を行い、理事会・評議員会において報告しました。 2部会は会長を除く理事で構成し、理事会提案事項の事前協議の場として開催し、組織の運営・事業方針について協議しました。	B	理事会、評議員会等の組織機能の強化を図りながら、法人の健全運営と事業の推進に努めます。 また、社会福祉法人制度改革を踏まえ、運営基盤の強化と各種事業・サービスの質の向上、事業運営の透明性に努めます。

役員・職員研修	社協の使命と法人運営・地域福祉の理解、必要な資質向上に向けた職員への資格取得支援を図ります。	役職員を対象に「働き方改革（R1）・安全運転（R2）・感染予防（R2）」をテーマに研修を行いました。 また、関係機関等が実施する事務・事業に関する各種講座・研修会に必要に応じて職員を派遣し、資質向上を目指しました。	B	役職員の資質向上のため、引き続き研修の機会を設ける必要があります。 職員研修は、職責や業務等に応じた研修体系の整備に努め、計画的に実施していく必要があります。
社会福祉法人の公益的な取り組み	社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、地域における公益的取組の推進を図ります。	R1 年度は小規模法人のネットワーク化による協働推進事業を活用し、町内の5社会福祉法人の参画を得て公益的な取り組みの協働実施に向けた情報交換会を開催しましたが、R2 年度は感染症拡大の影響で開催できませんでした。 R1 年度は情報交換会を基に5法人共催による、ちいきみまもりたいの実施や法人の管理者研修を行いました。	C	社会福祉法人の連携・協働による公益的な取り組みについて情報交換や協議の場として連絡会が設置できるように努め、公益的な取り組みの推進を目指します。
災害に備えた体制と備蓄品等の整備	災害時の組織体制と備蓄品等を整備し、法人として大規模災害に備えたソフト・ハード両面の体制整備を図ります。	全職員が災害ボランティアセンターを含めた災害支援に関する外部研修に計画的に受講。被災地の災害ボランティアセンターへ職員派遣を行い、支援活動を通して実践的な研修も行ってきました。 また、法人全体として、大規模災害に備えた備品等の整備を段階的に行っています。	B	大規模災害に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練や地域住民や企業等を対象とした研修、啓発を継続して行っていく必要があります。 また、美里町と災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定を締結し、平時からの連携強化に努めます。
社協の財源確保 ①社協会費 ②赤い羽根共同募金運動	地域福祉の推進を図るための会員の加入促進による運営基盤の強化と財源の確保を図ります。 また、共同募金配分事業による地域福祉の推進を図ります。	広報媒体（「社協だより」「ホームページ」「SNS」等）により、社協及び赤い羽根共同募金運動の事業活動の周知に努め、会費及び募金へ協力をいただきました。 ①社協会費 福祉活動推進員を委嘱し、地域福祉活動の周知・啓発と会費納入の推進に取り組みました。一般会費は増収し、特別・賛	B	①社協会費 会費額・加入率ともに減少しており、事業活動の推進とともに広報媒体（「社協だより」「ホームページ」「SNS」等）を活用し、継続的に社協の事業活動の周知・浸透に努め、会費への理解を図りながら会員増強による安定した財源の確保に取り組

		助会費が減収傾向にあります。 R2 年度は感染症拡大の影響による事業縮小等を踏まえ、会費額を半額として取り組みました。 会費総額 R1 年度 9,590,100 円・加入率 80.4% R2 年度 5,340,400 円・加入率 79.9% ②赤い羽根共同募金運動 美里町共同募金委員会と連携を図りながら、地域福祉推進の財源となる赤い羽根共同募金運動に取り組みました。 また、募金の配分金は、地域共生社会の実現に向け、だれもが安心して暮らせるよう地域づくりに活用しました。 募金総額 R1 年度 4,954,021 円・達成率 103.2% R2 年度 4,781,287 円・達成率 99.6%		んでいきます。 ②赤い羽根共同募金運動 募金額が減少しており、事業活動の推進とともに広報媒体（「社協だより」「ホームページ」「SNS」等）を活用し、継続的に赤い羽根共同募金運動の事業活動の周知・浸透に努め、募金への理解を図りながら地域福祉活動の安定した財源の確保に取り組んでいきます。
地域福祉活動計画の推進 (地域福祉推進委員会の運営)	第 3 次地域福祉活動計画の推進と進捗状況の確認を行い、地域福祉計画と連動して、町全体の地域福祉の推進を図ります。	活動計画お知らせ版を活用し、各種会議、地区行事等の機会をとらえて活動計画の内容を啓発しました。 地域福祉推進委員会は設置せず、町主催の地域連携推進会議を活用して活動計画の推進・進捗状況の検討を行いました。 R3 年度は現行計画の策定に関わった元委員による意見交換会のほか、ボランティアグループや介護・福祉サービス事業所を対象にした意見交換会を行い、進捗確認と評価を行いました。	B	地域共生社会に向けて、地域福祉を推進していくために、継続して理念や計画、取り組みについて周知・啓発に努め、官・民をはじめ多機関・他業種が縦割りから横のネットワークへ連携を意識して取り組んでいく必要があります。 また、定期的に計画の推進と進捗状況の確認を行う体制を整備し、計画の推進に努めます。

駅東地域交流センターの 指定管理と運営 ①コミセン運営協議会 ②施設管理・貸館 ③生涯学習事業	生涯学習の観点から社会教育事業と社協事業の整合を図り、福祉のまちづくりの推進を図ります。	①理事会及び評議員会において、指定管理施設に関する基本方針・事業内容等について協議し、円滑な施設運営に努めました。 ②安心・安全・快適に利用していただくために各種機器の保守・点検及び施設内外の環境衛生に努め、適正な施設の維持・管理と貸館を行いました。 ③地域住民の意見を取り入れながら、各種事業（「健康づくり・介護予防講座」・「子育てサロン」・「サークル発表会」）を行い、多様な交流や情報交換を通して、地域の活性化に努めました。 R2 年度は、感染症拡大の影響で休館・利用制限等で利用者が減少しました。 利用者総数 R1 年度 30,915 名 R2 年度 19,061 名	B	地域住民の「集い・学び・結び」の場として施設を開放すると共に安全、かつ適正な施設管理・貸館を行い、コミュニティづくりの推進に努めます。 また、生涯学習事業では、社協で把握した地域特性や課題等と指定管理業務を通して住民から寄せられた声を基に、企画・実施していく必要があります。
---	---	--	----------	---